

浜松市道路占用許可基準

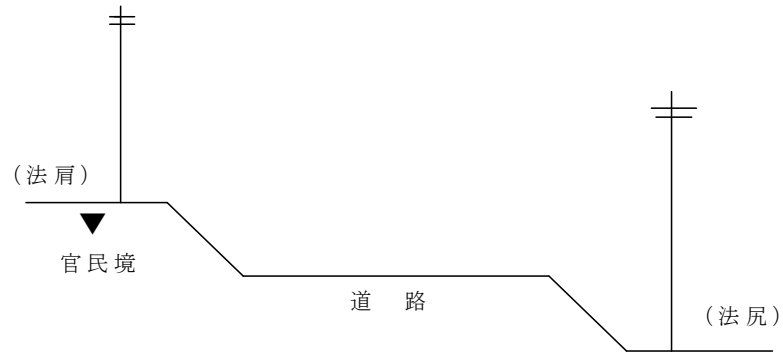
1 法第32条第1項第1号に掲げる工作物

〔電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物〕

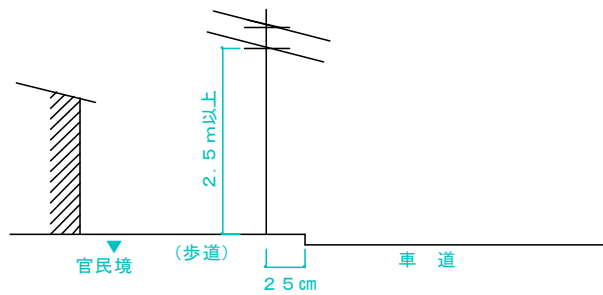
(1) 電柱・電話柱・有線放送電話柱

許可の方針	1 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場合に限り占用を認めるものとする。 2 電柱等を新設又は建替える場合において、他の柱に共架することができる場所には、単独柱の占用を認めないものとする。
占用物件の構造	1 電柱等の支線又は支柱は、黄色の反射板を取付けるものとする。 2 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
占用の場所	1 法敷がある道路にあつては、法尻又は法肩とする。(図1) 2 法敷がなく歩道を有する道路にあつては、歩道上の車道寄りとし、歩車道境界線から0.25mの間隔を保つものとする。(図2) 3 法敷がなく歩道を有しない道路にあつては、路端寄りとする。ただし、道路構造上やむを得ないと認められる場合には、車道側の側溝壁に接した場所とすることができる。(図3・4) 4 歩道を有しない道路においては、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は、認めないものとする。 5 同一路線に係る電柱等は、道路の同一側に設け、かつ、歩道を有しない道路にあつて、その対側に占用物件がある場合には、これと8m以上の距離を保つものとする。ただし、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所においては、この限りでない。(図5) 6 電柱等の脚ていは、道路と平行に取り付け、その最下部と路面との距離は、1.8m以上とする。 7 電柱等の支線及び支柱並びに地下線の立上がり用管は、道路と平行に取り付けるものとする。 8 地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。

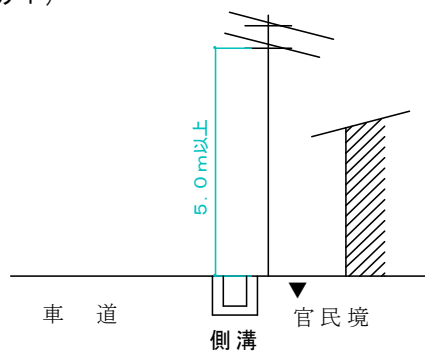
(図 1)



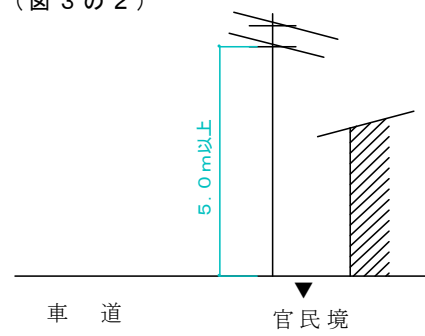
(図 2)



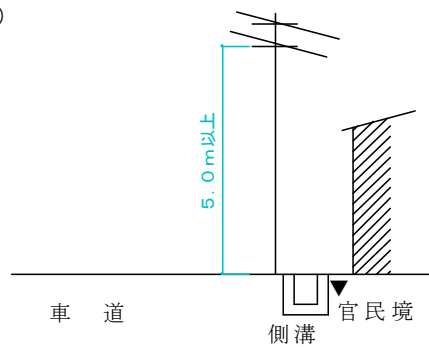
(図 3 の 1)



(図 3 の 2)

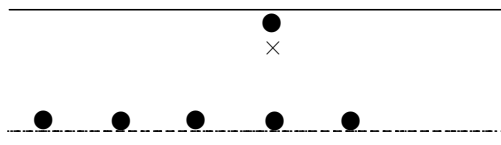


(図 4)

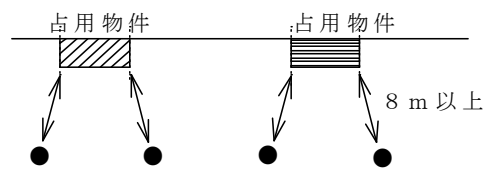


(図 5)

同一路線は同一側にしなければならない



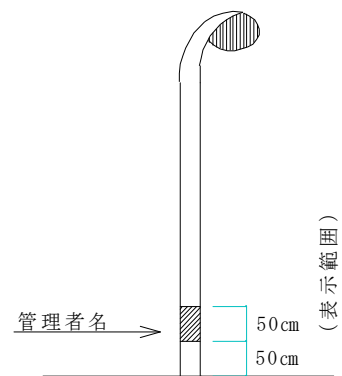
対側に占用物件があるときはこれと
8 m 以上距離を保たせること



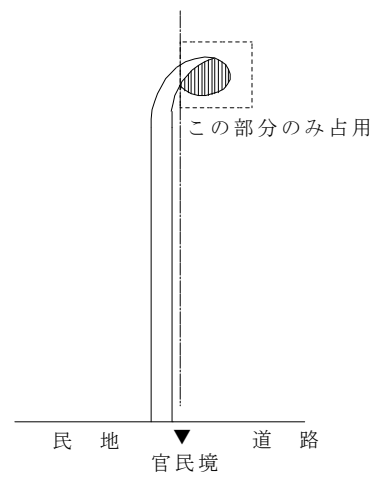
(2) 街灯 (防犯灯)

許可の方針	1 自治会、商店会その他これらに準ずる者が、その町内の道路を照明し、又は防犯のために設置するものに限り占用を認めるものとする。 2 道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 灯柱は、金属柱又は鉄筋コンクリート柱とし、その最大直径は、0.15m未満とする。 2 同一街区における街灯は、形状を同一とし、その色彩は、原則として白色又は銀色とする。 3 電灯は、原則として白熱灯又は水銀灯、LED灯とする。 4 灯柱を連続して設ける場合には、路面の照度を均等にするものとする。 5 街灯間の配線は、地下線とする。ただし、これにより難いと認められる場合には、架空線とすることができる。 6 街灯には、管理者名を黒色で表示するものとし、その範囲は、灯柱の地表面から0.5mの間隔をおき、0.5m上方の区間内とする。(図1) 7 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。 8 色彩及び意匠は、美観を損じないものとする。
占用の場所	1 歩道を有する道路にあっては、歩道上の車道寄りとし、歩車道境界線から0.25mの間隔を保つものとする。 2 歩道を有しない道路にあっては、路端寄りとする。ただし、道路幅員が4.5m未満の場合は、灯具等の突き出し部を除き認めないものとする。(図2) 3 灯具の最下部と路面との距離は、4.7m以上とし、車道上への出幅は、1.2m以下とする。(図3) 4 道路の同一側における灯柱の間隔は、30m以上で、ほぼ等間隔とする。 5 道路の両側に設ける場合には、千鳥式に配列するものとする。 6 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は、認めないものとする。 7 地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。

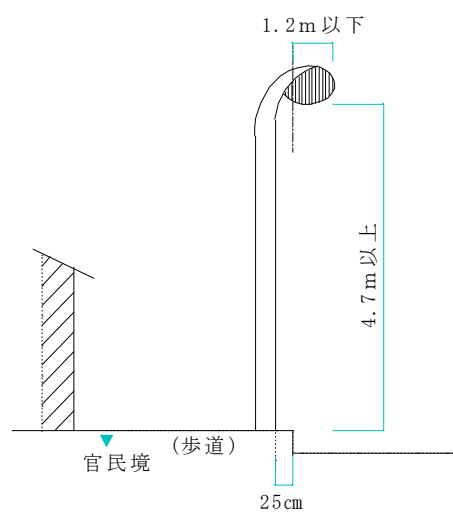
(図 1)



(図 2)



(図 3)



(3) 有線放送柱

許可の方針	1 道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限り占用を認めるものとする。 2 柱を新設又は建替える場合において、他の柱に共架することができる場所には、単独柱の占用を認めないものとする。
占用物件の構造	相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
占用の場所	1 法敷がある道路にあつては、法尻又は法肩とする。 2 法敷がなく歩道を有する道路にあつては、歩道上の車道寄りとし、歩車道境界線から 0.25m の間隔を保つものとする。 3 法敷がなく歩道を有しない道路にあつては、路端寄りとする。 4 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は、認めないものとする。 4 地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。

(4) 共同アンテナ柱

許可の方針	1 テレビ放送の難視聴地区における被害者住民、建築物所有者、建築物管理人等により構成される非営利的組織体に限り占用を認めるものとする。 2 道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限り占用を認めるものとする。 3 柱を新設又は建替える場合において、他の柱に共架することができる場所には、単独柱の占用を認めないものとする。
占用物件の構造	1 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。 2 柱の色彩は、原則として白色又は銀色とする。
占用の場所	1 法敷がある道路にあつては、法尻又は法肩とする。 2 法敷がない道路にあつては、歩道上の車道寄りとし、歩車道境界線から 0.25m の間隔を保つものとする。ただし、歩道の残幅員が 2m 未満となる場合には、認めないものとする。 3 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は、認めないものとする。 3 地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。

(5) 信号機柱

許可の方針	公安委員会が設ける場合には、道路法第 35 条の規定を準用して占用協議で処理するものとする。
占用物件の構造	相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
占用の場所	1 歩道を有する道路にあつては、歩道上の車道寄りとし、歩車道境界線から 0.25m の間隔を保つものとする。 2 歩道を有しない道路にあつては、路端寄りとする。ただし、道路構造上やむを得ないと認められる場合には、車道側の側溝壁に接した場所とすることができる。 3 突き出し部の最下部と路面との距離は、4.7m 以上とする。ただし、歩道を有する道路の歩道上においては、2.5m 以上とすることができる。 4 地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。

(6) 上空電線

許可の方針	道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限り、占用を認めるものとする。
占用物件の構造	相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
占用の場所	路面から 5m 以上の高さとする。ただし、既設の電柱への共架その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合には、4.5m 以上、歩道を有する道路の歩道上においては、2.5m 以上とすることができる。

(7) 有線音楽放送線

「有線音楽放送施設の道路占用の取扱いについて」(建設省道路局長通達)によるほか、次の基準によるものとする。

許可の方針	1 電波管理関係法の手続を経た適法な事業主体に限り占用を認めるものとする。 2 道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限り占用を認めるものとする。 3 原則として既設電柱への共架以外は、占用を認めないものとする。
占用物件の構造	相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
占用の場所	路面から 5m以上の高さとする。ただし、既設の電柱への共架その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合には、4.5m以上、歩道を有する道路の歩道上においては、2.5m以上とすることができる。

(8) 共同アンテナ用ケーブル

許可の方針	1 テレビ放送の難視聴地区における被害者住民、建築物所有者、建築物管理人等により構成される非営利的組織体に限り占用を認めるものとする。 2 道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限り占用を認めるものとする。 3 原則として既設電柱への共架以外は、占用を認めないものとする。
占用物件の構造	相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
占用の場所	路面から 5m以上の高さとする。ただし、既設の電柱への共架その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合には、4.5m以上、歩道を有する道路の歩道上においては、2.5m以上とすることができる。
その他	電線の添架にあたっては、電柱管理者等の承諾を得ること。

(9) 有線テレビ用ケーブル (有線テレビジョン放送線)

許可の方針	1 有線テレビジョン放送法 (昭和47年法律第114号) に基づく道路に設けられる有線テレビジョン放送施設及び電気通信役務利用放送法 (平成13年法律第85号) に基づく電気通信役務利用放送のうち電気通信役務利用放送法施行規則 (平成14年総務省令第5号) に定める有線役務利用放送設備 (電気通信事業者が提供する電気通信設備を利用する部分は除く。) は、いわゆる義務占用には当たらないが、当該基準に該当する場合には、原則として占用許可を与えるものとする。 2 前項に掲げる事業者が電気通信事業を営む者でもある場合において、当該事業者が設ける有線テレビジョン放送に係る施設が、電気通信事業の用にも併せて供されるものであるときは、義務占用物件として扱うこと。この場合において、その他1に掲げる条件を附することができる。 3 道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限り占用を認めるものとする。 4 既設電柱への添架を原則とし、電柱管理者からの承諾を得た場合に限り占用を認めるものとする。 5 設置者は、有線テレビジョン放送法又は電気通信役務利用放送法に基づく許可等の手続きを得た場合に限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、電線、増幅器等の設置位置又は取付方法等に起因する電柱の倒壊、増幅器の落下等により道路の構造、交通又は景観に支障を及ぼさない構造とする。
占用の場所	1 電線は、電力柱又は電話柱等既存の電柱に添架し得る場合にあっては当該電柱に添架することとし、電力線及び電話線が地中化されている地域においては地下に埋設すること。 2 電線を架設するため道路上に新規に独自の電柱を設置しないこと。ただし、当該既存の電柱の構造、既設電線の架設の状況から添架が困難な場合において、既存の電柱を建替える等の措置が講じられないことに合理的な理由があるときは、この限りでない。 3 電線等は、橋梁、横断歩道橋への添架についても、構造上の観点から支障がない限り、原則として許可を与えられるものであること。 4 増幅器、メッセンジャーワイヤー、分岐器その他の物件の設置及び取付の位置は、電柱及び電線の支持力、重量、大きさ等を勘案して道路管理上支障のない位置とすること。 5 地上電線を設ける場合には、原則として電柱以外の物件に添架しないこと。

	6 電線の高さは、路面から 5m以上の高さとする。ただし、既設の電柱への共架その他やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合には、4.5m以上、歩道を有する道路の歩道上においては、2.5m以上とすることができる。
そ の 他	1 許可にあたっては、一般的な条件の他に次に掲げる条件を附すこと。 (1) 架空線による施設設置は、将来、当該架空線が添架されている電柱の所有者に係る電線が地中化される場合には、自らの費用負担により地中化すること。 (2) 所有者を明確にするため、電柱等には所有者の明示を行うこと。 2 施設設置の工事施工者は、当該工事を行うのに必要な施行技術を有するものでなければならない。 3 「有線テレビジョン放送施設の道路占用の取扱いについて」（平成 8 年 6 月 28 日建設省道政発第 60 号建設省道路局長通達）を参照すること。

(10) 変圧塔・送電塔

許 可 の 方 針	道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場合に限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 支柱は、鉄骨等強固な構造とする。 2 工作物の周囲に危険防止柵を設けるものとする。 3 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
占 用 の 場 所	1 法敷上で、かつ、路肩から 0.25m以上離すものとする。 2 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は、認めないものとする。 3 地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。

(11) 郵便差出箱（郵便ポスト・一般郵便差出箱）

許可の方針	道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 投函口は、歩道を有する道路にあつては、歩道側に設け、歩道を有しない道路にあつては、道路と平行に設けるものとする。 2 側溝上に設置する場合には、側溝の流水を妨げない構造とする。 3 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
占用の場所	1 法敷がある道路にあつては、法敷上の車道寄りとする。 2 法敷がない道路にあつては、歩道上の車道寄りとし、歩車道境界線から 0.25m の間隔を保つものとする。ただし、歩道の残幅員が 2m 未満となる場合には、認めないものとする。 3 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は、認めないものとする。 4 地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。

(12) 公衆電話所

許可の方針	道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 ボックス式公衆電話所の出入口は、道路と平行に設けるものとする。 2 ポール式公衆電話所の電話機は、車両に対面して利用できるよ設けるものとする。 3 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
占用の場所	1 法敷がある道路にあつては、法敷上の車道寄りとする。 2 法敷がない道路にあつては、歩道上の車道寄りとし、歩車道境界線から 0.25m の間隔を保つものとする。ただし、歩道の残幅員が 2m 未満となる場合には、認めないものとする。 3 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は、認めないものとする。 4 地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。

(13) 広告塔

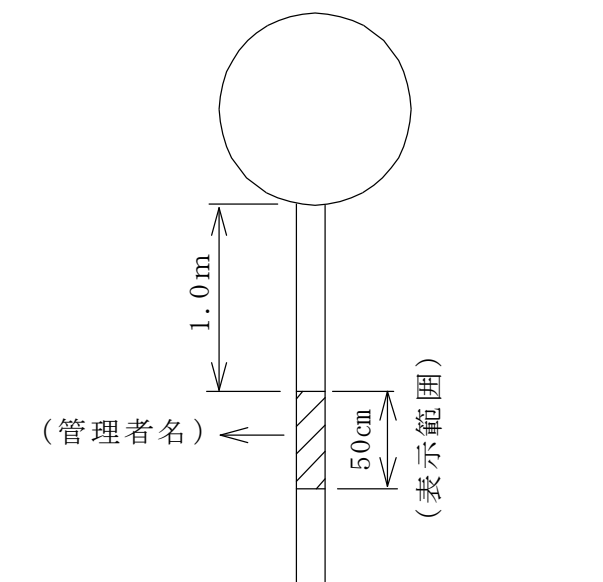
許可の方針	1 道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限り占用を認めるものとする。 2 国、公共団体その他これらに準ずる者が、公共の目的で、かつ、一時的に設置するものに限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 広告塔の大きさは、方径 2m以下、高さ 4m以下とする。ただし、設置場所に十分な余地がある場合には、その大きさは、方径 4m以下、高さ 6m以下とすることができる。 2 信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げないもので、地色は原則として白色又は淡色とする。 3 電光式、照明式及び反射材料式の構造は、認めないものとする。 4 デザイン及び表示内容は、美観風致を十分に考慮するものとする。 5 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのない構造とする。
占用の場所	1 道路広場、緑地帯等で交通に支障を及ぼすおそれのない場所とする。 2 同一路線上における塔の間隔は、100m以上とする。 3 地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。
その他	浜松市屋外広告物条例に抵触するので、占用の許可にあたっては、留意すること。

(14) 道路反射鏡

許可の方針	一般通行者の利便に供する目的で設置するものに限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 構造は、交通安全施設の設計基準による。 2 支柱には、管理者名を黒色で表示するものとし、その範囲は、鏡の最下部から1mの間隔をおき、0.5m下方の区間内とする。(図1) 3 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
占用の場所	1 歩道を有する道路にあっては、歩道上の車道寄りとし、歩車道境界線から0.25mの間隔を保つものとする。 2 歩道を有しない道路にあっては、路端寄りとする。 3 鏡の最下部と路面との距離は1.8m以上とする。 4 地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。

(図1)

道路反射鏡



(15) 公衆用ごみ容器・公衆用吸い殻容器

許可の方針	公共団体、公共的団体又はバス事業者等が駅前広場、バス停留所付近の道路及び一般歩行者の交通頻繁な道路等に設けるものに限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 同一街区における容器は、形状を同一とし、かつ、交換が容易なものとする。 2 色彩及び意匠は、美観を損じないものとする。 3 容器は路面に固定すること。 4 容器には、管理者名のほか、寄贈者の氏名、会社名、商品名又は商標のうちいずれか一つを2面に塗装できるものとし、その範囲は、一表面積の4分の1以内とする。 5 堅固なもので、倒壊、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのない構造とする。
占用の場所	1 歩道幅員が2.5m以上有する道路の歩道上で、かつ、照明施設が完備し、一般交通に危険を及ぼすおそれのない場所とする。 2 容器は、歩車道境界線から0.25mの間隔を保って設けるものとする。 3 道路の同一側における容器の間隔は、50m以上とする。 4 道路の両側に設ける場合には、千鳥式に配列するものとする。 5 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は、認めないものとする。 6 地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。

(16) フラワーポット

許可の方針	公共団体、公共的団体その他これらに準ずる者が設ける場合に限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 同一街区における容器は、原則として形状を同一とする。 2 容器の材料は、コンクリート又はこれに類する材質とする。 3 色彩及び意匠は、美観を損じないものとする。 4 容器には、管理者名のほか、寄贈者の氏名、会社名、商品名又は商標のうちいずれか一つを2面に塗装できるものとし、その範囲は、一表面積の4分の1以内とする。 5 堅固なもので、倒壊、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのない構造とする。
占用の場所	1 法敷がある道路にあつては、法敷上の車道寄りとする。 2 法敷がない道路にあつては、歩道上の車道寄りとし、歩車道境界線から0.25mの間隔を保つものとする。ただし、歩道の残幅員が2m未満となる場合には、認めないものとする。 3 道路の同一側における容器の間隔は、原則として20m以上とする。ただし、他の占用物件と錯そうするおそれのない場所には、容器を3個まで連続して設けることができる。 4 道路の両側に設ける場合には、千鳥式に配列するものとする。 5 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は、認めないものとする。 5 地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。

(1 7) 公共掲示板

許 可 の 方 針	1 公共団体又は公共的団体が法令上及び公益上設けるものに限り占用を認めるものとする。 2 道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 掲示板の大きさは、縦 1.0m以下、横 1.5m以下とする。 2 支柱は、埋込み式とする。 3 色彩及び意匠は、美観を損じないものとする。 4 管理者名及び掲示事項以外の広告物の添加又は塗装は、認めないものとする。 5 相当強度の風雨、地震等に耐える強固なもので、倒壊、破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
占 用 の 場 所	1 法敷がある道路にあつては、法敷上の車道寄りとする。 2 法敷がない道路にあつては、歩道上の民地側に接した場所とする。 3 掲示板は、道路の方向と平行に設けるものとする。 4 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は、認めないものとする。 5 地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。

(18) 上屋

許可の方針	1 路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会その他これらに準ずる者であって、かつ、適確な管理能力を有すると認められる者が設ける場合に限る占用を認めるものとする。 2 バス停留所、タクシー乗場又はベンチに付随して設置される場合等、道路の歩行者等の利用形態から判断し、公益上設置することが妥当な場合に関り占用を認めるものとする。 3 バス停留所については、壁面を有する上屋の占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 歩行者等の交通の支障とならない規模及び構造とする。 2 上屋の幅は、原則として2m以下とする。ただし、5m以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場については、この限りでない。 3 上屋の高さは、原則として路面から2.5m以上とする。 4 構造及び色彩は周囲の環境と調和するものとし、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとする。 5 装飾のための電気設備を設置しないものとする。 6 設置する上屋が壁面を有する場合には、道路管理上支障のないものに限ることとし、かつ、次の各号に掲げるところによるものとする。 一 壁面の幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えないものとする。 二 壁面の面数は、三面以内であること。 三 壁面の材質は、透明なものであること。 四 上屋が設置される道路の状況を勘案し、必要に応じて上屋内に照明施設を設けるものとする。 7 上屋に附随するごみ箱は、原則として認めないものとする。ただし、固定式で歩行者の交通に支障にならず、かつ、公衆の利便に著しく寄与する場合で、ごみ箱の管理が万全に行われるものはこの限りでない。 8 相当強度の風雨、地震等に耐える強固なもので、倒壊、破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
占用の場所	電柱等の他の占用物件、植樹帯の所在など具体的な道路状況を勘案の上、道路管理上支障のない次の場所とする。 (1) 道路の法敷 (2) 上屋の設置後、歩道の有効幅員（歩道の幅員から路上施設及び占用物件の幅員を減じた幅員）が、原則として2m以上（自転車歩行者道にあっては、3m以上、自転車歩行者専用道路にあっては、4m以上）確保できる歩道（ただし、歩行者の交通量が多い場所にあつては、3.5m以上（自転車歩行者道にあっては、4m以上）確保でき

	る歩道。 (3) 設置する上屋が壁面を有する場合、交差点の付近、沿道からの出入りがある場所等、運転者の視界を妨げることのない場所 (4) 近傍に視覚障害者誘導用ブロック（当該上屋へ誘導するために設置されたものを除く。）が設置されている場合には、視覚障害者の上屋への衝突等を防止する観点から、当該ブロックとの間に十分な間隔を確保できる場所。 (5) その他、道路の利用状況を勘案し、道路管理上支障のない場所とする。
そ の 他	上屋の管理（ごみ箱を設置する場合はその管理を含む。）については、占有者から、あらかじめ管理規定等を徴し、その管理に万全を期するよう指導すること。特に、上屋が壁面を有する構造である場合には、壁面へのはり紙及び落書き、路面の塵芥の除去等について、道路の美観を確保する観点から、管理規定等の内容が十分なものであることを確認すること。

(19) ベンチ

許可の方針	1 路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会その他これらに準ずる者であって、かつ、的確な管理能力を有すると認められる者が設ける場合に限り占用を認めるものとする。 2 バス停留所又はタクシー乗場、高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、ショッピングモール、コミュニティー道路、遊歩道などに設置する場合など道路の歩行者等の利用形態から判断し、公益上設置することが妥当な場合に限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 固定式とするなど、原則として容易に移動することができないものとする。 2 十分な安全性及び耐久性を具備したものとする。 3 構造及び色彩は周囲の環境と調和するものとする。 4 ベンチに附随するゴミ箱は、原則として認めないものとする。ただし、固定式で歩行者等の交通の支障にならず、かつ、公衆の利便に著しく寄与する場合で、ゴミ箱の管理が万全に行われるものはこの限りでない。
占用の場所	電柱等の他の占用物件、植樹帯の所在など具体的な道路状況を勘案の上、道路管理上支障のない次の場所とする。 (1) 道路の法敷 (2) ベンチの設置後、有効幅員（歩道の幅員から路上施設及び占用物件の幅員を減じた幅員）が原則として 2m 以上（自転車歩行者道又は自転車歩行者専用道路にあつては、3m 以上）確保できる歩道、ただし、地域の実情により、未改築の道路について、2m 未満（自転車歩行者道又は自転車歩行者専用道路にあつては、3m 未満）の数値を定める場合には、原則としてその数値の幅員を確保できる歩道。 (3) 道の駅、サービスエリア、パーキングエリア、自動車駐車場にベンチを設置する場合には、自動車の駐車のために供されている以外の部分 (4) その他、道路の利用状況を勘案し、道路管理上支障のない場所。
その他	ベンチの管理（ゴミ箱を設置する場合はその管理を含む。）については、占用者から、あらかじめ管理規定等を徴し、その管理に万全を期するよう指導すること。

(20) 自転車駐車場

許可の方針	1 路線バス事業者が、放置自転車問題解消のために、バス停留所に近接する場所でバス利用者のために設置するものに限り占用を認めるものとする。 2 道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 上屋の主要構造部は、鋼材類、屋根等に不燃材を使用するものとする。 2 上屋の幅は、原則として 2.5m以下とする。 3 上屋の長さは、原則として 1.5m以下とする。 4 上屋の高さは、原則として路面より 2m以上 3m以下とする。 5 屋根は片流れとし、雨水の処理を考慮したものとする。 6 上屋は、原則として壁面を有しないものとする。ただし、風雨等のために特に壁面を設ける必要があり、かつ、道路管理上支障のない場合においては、この限りでない。 7 上屋の色彩は原則として淡色とし、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとする。 8 上屋には、広告物等の添加及び塗装又は装飾のための電気施設の設置は認めないものとする。ただし、照明施設の設置は、この限りでない。 9 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
占用の場所	1 法敷上で、かつ、路肩から 0.25m以上離すものとする。 2 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は認めないものとする。 3 地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。

(2 1) 彫刻等モニュメント

許 可 の 方 針	営利目的がなく、道路の美観及び公衆の利便を害しないもので、地方公共団体及び商工業団体等が、公益上の目的又は地域振興の目的で設置するものに限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 広告の添加は認めないものとする。 2 風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。 3 交通の安全確保等に十分配慮するとともに、色彩及び意匠は、美観を損じないものとする。 4 歩道拡幅、カラー舗装化、花木の植栽、照明、各種ストリートファニチャーの導入等、道路空間の整備と一体で計画されるものであること。
占 用 の 場 所	1 分離帯、法敷その他直接交通の支障とならない道路の部分に設けるものとする。 2 歩道に設ける場合は、原則として 4m以上の幅員がある場所とし、かつ、現状の交通機能の低下をきたすおそれのない場所とする。 3 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は、認めないものとする。 4 地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。

(22) 無線基地局

許可の方針	1 総務省の事業許可を得た適法な事業主体、その他これらに準ずる者であって、かつ、適格な管理能力を有すると認められる者が設ける場合に限り占有を認めるものとする。 2 道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものに限り占有を認めるものとする。 3 地上に基地局を設置する場合には、地上機器、電話ボックスなどの工作物及び街灯などの道路附属物への添加を原則とし、基地局の設置のみを目的とする工作物の新設は認めないこと。
占有物件の構造	1 広告物の添加及び塗装は、認めないものとする。 2 色彩は、周囲の環境と調和するものであること。 3 相当程度の風雨、地震等に耐える堅固で落下等のおそれがなく、その取り付けにより添加される工作物等の倒壊等のおそれが生じ、若しくは道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
占有の場所	1 電柱、電話柱等に添加する場合、基地局の最下部と路面との距離は、歩道を有する道路にあつては 2.5m 以上とし、歩道を有しない道路にあつては 4.7m 以上とする。ただし、歩道を有しない道路にあつて、道路管理上支障がないと認められる場合には、4.5m 以上とする。 2 複数の基地局を同一の工作物等に添加する場合は、1 つの箱に収容し、又は 1 本の腕金に設置するなど 1 ヶ所に集約することを原則とし、1 ヶ所に集約することができない場合には、1 工作物等につき 1 基地局とすること。
その他	1 「道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合及び電線類地中化を行うため無線基地局が添加されている工作物につき改築、移転、除却、その他の措置を行う必要性が生じた場合には、事業者が自らの費用負担により無線基地局を改築、移転、除却、その他必要な措置を取らなければならない。」を一般的な条件の他に附すること。 2 「無線基地局の道路占有の取扱いについて」（平成 26 年 3 月 26 日国道利第 32 号）及び「無線基地局の道路占有の取扱いについて」の運用にあたっての留意事項について」（平成 26 年 3 月 26 日付け路政課長補佐事務連絡）を参照すること。 3 添加される工作物等の管理者と構造協議を行うこと。

2 法第32条第1項第2号に掲げる物件

〔水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件〕

(1) 水管（水道管・工業用水道管）

許可の方針	道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所に限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 原則として鋼管、铸铁管、ダクタイル铸铁管、ポリエチレン管及び硬質塩化ビニル管を使用するものとする。ただし、鉛管については現在使用している物については認めるものとするが、新設及び布設替えについての使用は認めないものとする。 2 規定の深さがとれない場合には、トラフ構造、二重管その他これらに代わる構造とする。 3 堅固で耐久性を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさない構造とする。 4 車道に埋設する場合には、道路の強度に影響を与えない構造とする。 5 管の表示については、「浜松市地下埋設物件表示要領」により確実にを行うものとする。 6 橋又は高架の道路に取り付ける場合には、橋又は高架の道路に影響を与えない構造とする。 7 マンホールは、破損及びはずれの生じない堅固な構造とする。 8 マンホール蓋は平板とし、かつ、路面と同一勾配とする。 9 道路の上空に設ける水管は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、漏水等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
占用の場所	1 歩道を有する道路にあっては、歩道の地下とする。ただし、本線については、適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合には、車道の地下に埋設できるものとするが、極力車道端寄りとする。 2 歩道を有しない道路にあっては、路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部以外の部分の地下とし、極力路端寄りとする。ただし、本線については、適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合には、この限りでないが、極力路面の中央部を避けるものとする。（図1） 3 水管を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は、1.2m以上とする。ただし、工事实施上やむを得ない場合には、0.6m以上とすることができるが、車道下にあっては、適当な補強工を施すものとする。（図2）

	4 別表に掲げる管路を埋設する場合には、3の規定に関わらず、その深さを次のとおりとする。 (1) 水管の本線を車道の地下に埋設する場合には、その頂部と路面との距離は、道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値（当該値が0.6mに満たない場合には、0.6m）以上とする。 (2) 水管の本線を歩道（当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するものに限る。以下同じ。）の地下に埋設する場合には、その頂部と路面との距離は、0.6m以上とする。 なお、駐車場、給油所、大型車両又は貨物車両の出入りが多い工場その他これらに類する施設の乗入れ部分の地下に埋設する場合は、(1)の数値によるものとする。（ただし、舗装修繕工事実施上支障がないと判断される場合は、防護措置を講じた上で、頂部と路面との距離を道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値以下とすることができる。） また、マウンドアップ構造の歩道の車道寄りの地下に埋設する場合には、将来的に切下げ部分が生じることを想定した上で、判断するものとする。 (3) 水管の本線以外の線を、車道の地下に埋設する場合には、その頂部と路面との距離は道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値（当該値が0.6mに満たない場合には、0.6m）以上とする。 (4) 水管の本線以外の線を、歩道の地下に埋設する場合には、その頂部と路面との距離は0.6m以上とする。 なお、駐車場、給油所、大型車両又は貨物車両の出入りが多い工場その他これらに類する施設の乗入れ部分の地下に埋設する場合は、(3)の数値によるものとする。（ただし、舗装修繕工事実施上支障がないと判断される場合は、防護措置を講じた上で、頂部と路面との距離を道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値以下とすることができる。） また、マウンドアップ構造の歩道の車道寄りの地下に埋設する場合には、将来的に切下げ部分が生じることを想定した上で、判断するものとする。 5 工事実施上やむを得ない場合に限り、道路の上空を横断して水管を設けることができ、その最下部と路面の距離は、5m以上とする。 6 水管の本線と地下電線の本線とは、原則として同一側に埋設しないものとする。ただし、工事実施上やむを得ない場合又は共同溝設置の場合には、この限りでない。
--	---

	7 橋又は高架道路に取り付ける場合には、けたの両側又は床版の下とする。 8 水道の各戸取付管の制水弁は、原則として道路敷地外に設けるものとする。 9 他の埋設管、構造物等との離隔距離は、0.3m以上とする。 10 道路の横断箇所は、最小限に止め、道路に対し直角に横断するものとする。
--	---

(注 1)

4の規定において、別表に掲げる管路を地下に設ける場合は、他の埋設物件、道路の舗装構成、土質の状態、交通状況及び気象状況等を十分考慮した上で、埋設の深さを決定することとし、必要に応じて3の規定によることとする。

特に、歩道部の地下に埋設する場合は、車両の乗入れ部及び切下げ部の設置状況を十分考慮した上で、埋設の深さを決定すること。

(注 2)

「水管の本線」とは、水道施設における基幹的な線で、道路の地下に設けるにあたっては道路構造の保全等の観点から所要の配意を要するものを指す。例えば、水道施設における基幹的な線以外の線で、給水管と直接接続されているもの又はそれらと直接接続することが予定されているものは、一般的には水管の本線以外の線として取り扱うこととなる。なお、給水管は、水管の本線に該当しない。

(注 3)

4の規定にある「道路の舗装の厚さ」とは、路面から路盤の最下面までの距離をいう。

(注 4)

4の規定にある「当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するもの」とは、「歩道等の設計要領について」（平成8年9月6日付け道維第187号道路維持課長通知）で定められた舗装構成の標準及びこれに準ずるものをいう。

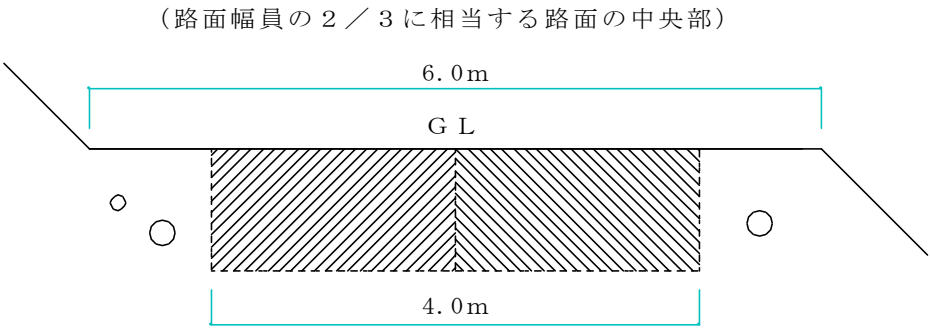
(別 表)

管路の種類	管 径
鋼管 (J I S G 3443)	3 0 0 mm 以下のもの
ダグタイル鑄鉄管 (J I S G 5526)	3 0 0 mm 以下のもの
硬質塩化ビニル管 (J I S K 6742)	3 0 0 mm 以下のもの
水道配水用ポリエチレン管 (引張降伏強度 204kg f /c m ² 以上)	2 0 0 mm 以下で 外径／厚さ＝1 1 のもの

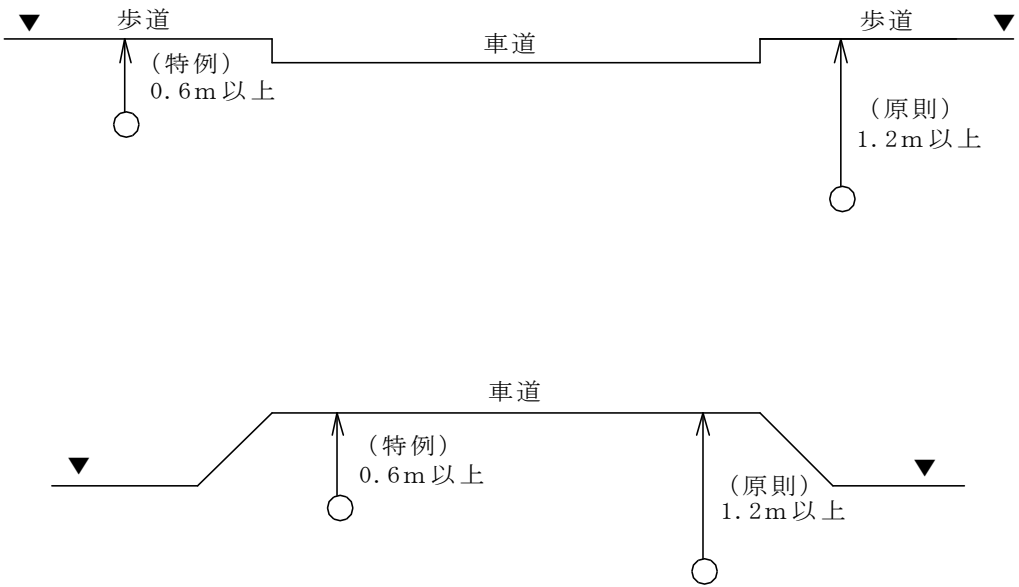
なお、別表に掲げる管路の種類（規格）以外のものであっても、別表に掲げるものと同等以上の強度を有すると埋設を行う者が書面で証したもののについては、別表に掲げるものの管径を超えない範囲内において、4の規定によることができる。

埋設管（水道管・ガス管） 図

（図 1）



（図 2）



(2) 下水道管

許可の方針	道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所に限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 原則として、ヒューム管、鉄筋コンクリート管、鋼管、硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管及び陶管を使用するものとする。 2 規定の深さがとれない場合には、トラフ構造、二重管その他これらに代わる構造とする。 3 堅固で耐久性を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさない構造とする。 4 車道に埋設する場合には、道路の強度に影響を与えない構造とする。 5 管の表示については、「浜松市地下埋設物件表示要領」により確実にを行うものとする。 6 橋又は高架の道路に取り付ける場合には、橋又は高架の道路に影響を与えない構造とする。 7 マンホールは、破損及びはずれの生じない堅固な構造とする。 8 マンホール蓋は平板とし、かつ、路面と同一勾配とする。
占用の場所	1 歩道を有する道路にあっては、歩道の地下とする。ただし、本線については、適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合には、車道の地下に埋設できるものとするが、極力車道端寄りとする。 2 歩道を有しない道路にあっては、路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部以外の部分の地下とし、極力路端寄りとする。ただし、本線については、適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合には、この限りでないが、極力路面の中央部を避けるものとする。(図1) 3 下水道管を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は、3m以上とする。ただし、工事実施上やむを得ない場合には、1m以上とすることができるが、車道下で、かつ、1.2m未満のときは、適当な補強工を施すものとする。(図2) 4 別表に掲げる管路を埋設する場合には、3の規定に関わらず、その深さを次のとおりとする。 (1) 下水道管の本線を車道の地下に埋設する場合には、その頂部と路面との距離は、道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値(当該値が1mに満たない場合には、1m)以上とする。 (2) 下水道管の本線を歩道(当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するものに限る。以下同じ。)の地下に埋設する場合には、その

	頂部と路面との距離は、1 m以上とする。 なお、駐車場、給油所、大型車両又は貨物車両の出入りが多い工場その他これらに類する施設の乗入れ部分の地下に埋設する場合は、(1) の数値によるものとする。(ただし、舗装修繕工事実施上支障がないと判断される場合は、防護措置を講じた上で、頂部と路面との距離を道路の舗装の厚さに 0.3mを加えた値以下とすることができる。) また、マウンドアップ構造の歩道の車道寄りの地下に埋設する場合には、将来的に切下げ部分が生じることを想定した上で、判断するものとする。 (3) 下水道管の本線以外の線を、車道の地下に埋設する場合には、その頂部と路面との距離は、道路の舗装の厚さに 0.3mを加えた値(当該値が 0.6mに満たない場合には、0.6m) 以上とする。 (4) 下水道管の本線以外の線を、歩道の地下に埋設する場合には、その頂部と路面との距離は 0.6m以上とする。 なお、駐車場、給油所、大型車両又は貨物車両の出入りが多い工場その他これらに類する施設の乗入れ部分の地下に埋設する場合は、(3) の数値によるものとする。(ただし、舗装修繕工事実施上支障がないと判断される場合には、防護措置を講じた上で、頂部と路面との距離を道路の舗装の厚さに 0.3mを加えた値以下とすることができる。) また、マウンドアップ構造の歩道の車道寄りの地下に埋設する場合には、将来的に切下げ部分が生じることを想定した上で、判断するものとする。 また、下水道管に外圧 1 種ヒューム管を用いる場合には、当該下水道管と路面との距離は、1 m以上とすること。 5 橋又は高架道路に取り付ける場合には、けたの両側又は床版の下とする。 6 下水道の各戸取付管のマンホールは、原則として道路敷地外に設けるものとする。 7 他の埋設管、構造物等との離隔距離は、0.3m以上とする。 8 道路の横断箇所は、最小限に止め、道路に対し直角に横断するものとする。
--	--

(注 1)

4 の規定において、別表に掲げる管路を地下に設ける場合は、他の埋設物件、道路の舗装構成、土質の状態、交通状況及び気象状況等を十分考慮した上で、埋設の深さを決定することとし、必要に応じて 3 の規定によることとする。

特に、歩道部の地下に埋設する場合は、車両の乗入れ部及び切下げ部の設置状況を十分考慮した上で、埋設の深さを決定すること。

(注 2)

「下水道管の本線」とは、下水道施設における基幹的な線で、道路の地下に設けるにあたっては道路構造の保全等の観点から所要の配意を要するものを指す。例えば、下水道法施行規則第3条第1項に規定する「主要な管渠」は、概ね本線に該当する。

(注 3)

4の規定にある「道路の舗装の厚さ」とは、路面から路盤の最下面までの距離をいう。

(注 4)

4の規定にある「当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するもの」とは、「歩道等の設計要領について」（平成8年9月6日付け道維第187号道路維持課長通知）で定められた舗装構成の標準及びこれに準ずるものをいう。

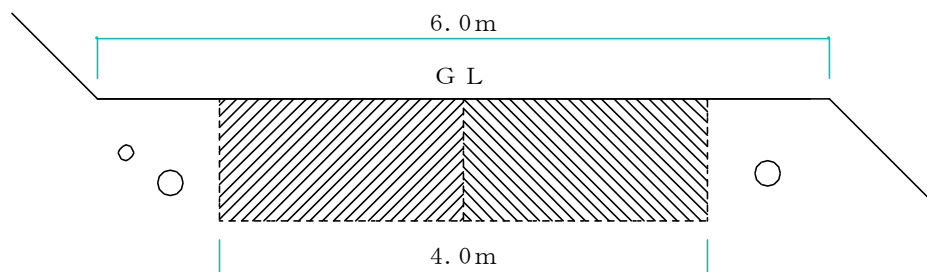
(別 表)

管路の種類	管 径
ダクタイル鋳鉄管（J I S G 5526）	300mm以下のもの
ヒューム管（J I S A 5303）	300mm以下のもの
強化プラスチック複合管（J I S A 5350）	300mm以下のもの
硬質塩化ビニル管（J I S K 6741）	300mm以下のもの
陶管（J I S R 1201）	300mm以下のもの
下水道用ポリエチレン管（JSWAS K-14）	300mm以下のもの
下水道用リブ付きポリエチレン管（JSWAS K-14） 1種管・2種管（管剛性90KN/m ² 以上）に限る。	300mm以下のもの

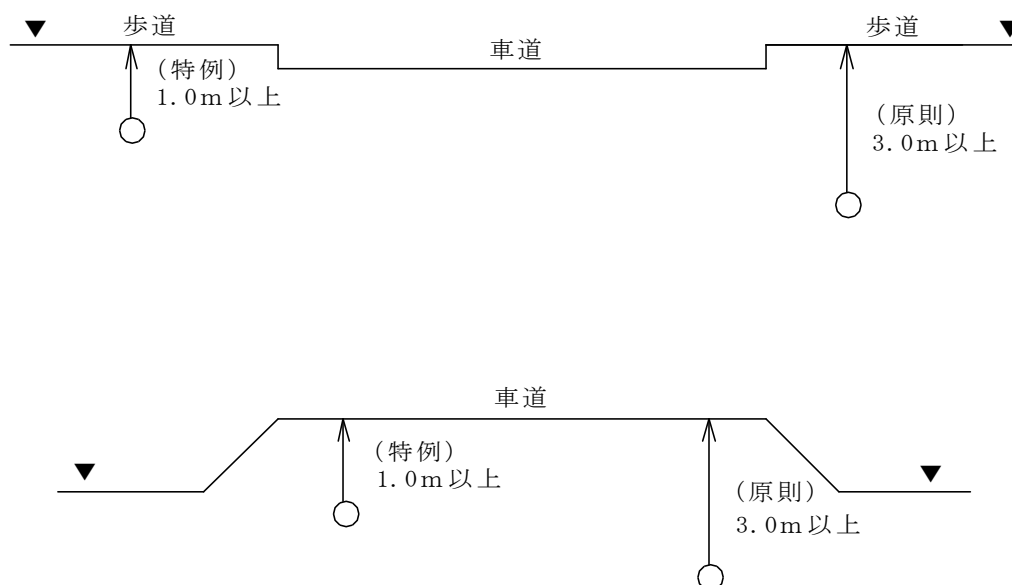
なお、別表に掲げる管路の種類（規格）以外のものであっても、別表に掲げるものと同以上の強度を有すると埋設を行う者が書面で証したものについては、別表に掲げるものの管径を超えない範囲内において、4の規定によることができる。

(図 1)

(路面幅員の 2 / 3 に相当する路面の中央部)



(図 2)



(3) ガス管

許可の方針	道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所に限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 鋼管、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管、鉛管及びポリエチレン管を使用するものとする。 2 規定の深さがとれない場合には、トラフ構造、二重管その他これらに代わる構造とする。 3 堅固で耐久性を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさない構造とする。 4 車道に埋設する場合には、道路の強度に影響を与えない構造とする。 5 管の表示については、「浜松市地下埋設物件表示要領」により確実にを行うものとする。 6 橋又は高架の道路に取り付ける場合には、橋又は高架の道路に影響を与えない構造とする。 7 マンホールは、破損及びはずれの生じない堅固な構造とする。 8 マンホール蓋は平板とし、かつ、路面と同一勾配とする。
占用の場所	1 歩道を有する道路にあっては、歩道の地下とする。ただし、本線については、適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合には、車道の地下に埋設できるものとするが、極力車道端寄りとする。 2 歩道を有しない道路にあっては、路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部以外の部分の地下とし、極力路端寄りとする。ただし、本線については、適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合には、この限りでないが、極力路面の中央部を避けるものとする。 3 ガス管を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は、1.2m以上とする。ただし、工事実施上やむを得ない場合には、0.6m以上とすることができるが、車道下にあっては、適当な補強工を施すものとする。 4 別表に掲げる管路を埋設する場合には、3の規定に関わらず、その深さを次のとおりとする。 (1) ガス管の本線を車道の地下に埋設する場合には、その頂部と路面との距離は、道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値(当該値が0.6mに満たない場合には、0.6m)以上とする。 (2) ガス管の本線を歩道(当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するものに限る。以下同じ。)の地下に埋設する場合には、その頂部

	と路面との距離は、0.6m以上とする。なお、駐車場、給油所、大型車両又は貨物車両の出入りが多い工場その他これらに類する施設の乗入れ部分の地下に埋設する場合は、(1)の数値によるものとする。(ただし、舗装修繕工事実施上支障がないと判断される場合は、防護措置を講じた上で、頂部と路面との距離を道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値以下とすることができる。) また、マウンドアップ構造の歩道の車道寄りの地下に埋設する場合には、将来的に切下げ部分が生じることを想定した上で、判断するものとする。 (3) ガス管の本線以外の線を、車道の地下に埋設する場合には、その頂部と路面との距離は道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値(当該値が0.6mに満たない場合には、0.6m)以上とする。 (4) ガス管の本線以外の線を、歩道の地下に埋設する場合には、その頂部と路面との距離は0.6m以上とする。 なお、駐車場、給油所、大型車両又は貨物車両の出入りが多い工場その他これらに類する施設の乗入れ部分の地下に埋設する場合は、(3)の数値によるものとする。(ただし、舗装修繕工事実施上支障がないと判断される場合は、防護措置を講じた上で、頂部と路面との距離を道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値以下とすることができる。) また、マウンドアップ構造の歩道の車道寄りの地下に埋設する場合には、将来的に切下げ部分が生じることを想定した上で、判断するものとする 5 ガス管の本線と地下電線の本線とは、原則として同一側に埋設しないものとする。ただし、工事実施上やむを得ない場合、又は共同溝設置の場合には、この限りでない。 6 橋又は高架道路に取り付ける場合には、けたの両側又は床版の下とする。 7 他の埋設管、構造物等との離隔距離は、0.3m以上とする。 8 道路の横断箇所は、最小限に止め、道路に対し直角に横断するものとする。
そ の 他	高圧ガスの供給施設の占有は、「高圧ガスの供給施設の道路占有の取扱について」(平成16年10月14日付け道維第218号土木部長通知)により許可基準が定められているので、これにより審査すること。

(注 1)

4の規定において、別表に掲げる管路を地下に設ける場合は、他の埋設物件、道路の舗

装構成、土質の状態、交通状況及び気象状況等を十分考慮した上で、埋設の深さを決定することとし、必要に応じて３の規定によることとする。

特に、歩道部の地下に埋設する場合は、車両の乗入れ部及び切下げ部の設置状況を十分考慮した上で、埋設の深さを決定すること。

(注 ２)

「ガス管の本線」とは、ガス施設における基幹的な線で、道路の地下に設けるにあたっては道路構造の保全等の観点から所要の配意を要するものを指す。例えば、ガス施設における基幹的な線以外の線で、引込線と直接接続されているもの又はそれらと直接接続することが予定されているものは、一般的にはガス管の本線以外の線として取り扱うこととなる。なお、引込線は、ガス管の本線に該当しない。

(注 ３)

４の規定にある「道路の舗装の厚さ」とは、路面から路盤の最下面までの距離をいう。

(注 ４)

４の規定にある「当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するもの」とは、「歩道等の設計要領について」（平成８年９月６日付け道維第１８７号道路維持課長通知）で定められた舗装構成の標準及びこれに準ずるものをいう。

(別 表)

管路の種類	管 径
鋼管（ＪＩＳ Ｇ ３４５２）	３００mm以下のもの
ダクタイル鋳鉄管（ＪＩＳ Ｇ ５５２６）	３００mm以下のもの
ポリエチレン管（ＪＩＳ Ｋ ６７７４）	３００mm以下のもの
ガス事業の用に供されるポリエチレン管	３００mm以下のもの

なお、別表に掲げる管路の種類（規格）以外のものであっても、別表に掲げるものと同等以上の強度を有すると埋設を行う者が書面で証したものについては、別表に掲げるものの管径を超えない範囲内において、４の規定によることができる。ただし、占用許可にあっては、道路管理者に事前協議を行うこと。

(4) 地下電線

許可の方針	道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所に限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 堅固で耐久性を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさない構造とする。 2 車道に埋設する場合には、道路の強度に影響を与えない構造とする。 3 管等の表示については、「浜松市地下埋設物件表示要領」により確実に行うものとする。 4 橋又は高架の道路に取り付ける場合には、橋又は高架の道路に影響を与えない構造とする。 5 マンホールは、破損及びはずれの生じない堅固な構造とする。 6 マンホール蓋は平板とし、かつ、路面と同一勾配とする。
占用の場所	1 歩道を有する道路にあつては、車道以外の部分の地下とする。ただし、本線については、適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合には、車道の地下に埋設できるものとするが、極力車道端寄りとする。 2 歩道を有しない道路にあつては、路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部以外の部分の地下とし、極力路端寄りとする。ただし、本線については、適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合には、この限りでないが、極力路面の中央部を避けるものとする。 3 ケーブルの頂部と路面との距離は、1.2m以上とする。ただし、歩道下にあつては、道路管理上支障がないと認められる場合には、0.6m以上とする。(図1) 4 別表1に掲げる管路を埋設する場合には、3の規定に関わらず、その深さを次のとおりとする。 (1) 車道の地下に埋設する場合には、その頂部と路面との距離は、道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値(当該値が0.6mに満たない場合には、0.6m)以上とする。 (2) 歩道(当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するものに限る。以下同じ。)の地下に埋設する場合には、その頂部と路面との距離は、0.6m以上とする。 なお、駐車場、給油所、大型車両又は貨物車両の出入りが多い工場その他これらに類する施設の乗入れ部分の地下に埋設する場合は、(1)の数値によるものとする。(ただし、舗装修繕工事実施上支障がないと判断される場合には、防護措置を講じた上で、頂部と

	路面との距離を道路の舗装の厚さに 0.3mを加えた値以下とすることができる。) また、マウンドアップ構造の歩道の車道寄りの地下に埋設する場合には、将来的に切下げ部分が生じることを想定した上で、判断するものとする。 4 の 2 別表 2 に掲げる電線（電力、通信の用に供するケーブルを収容する管路を含む。以下この号において同じ。）を埋設する場合には、3 の規定に関わらず、その深さを次のとおりとする。（図 2） （1） 別表 2 の A に掲げる電線を地下に埋設する場合には、その頂部と路面との距離は、道路の舗装の厚さに 0.1mを加えた値以上とする。 （2） 別表 2 の B に掲げる電線を車道の地下に埋設する場合には、その頂部と路面の距離は、道路の舗装の厚さに 0.3mを加えた値以上とする。なお、当該電線を歩道の地下に埋設する場合には、その頂部と路面の距離は、道路の舗装の厚さに 0.2mを加えた値以上とする。 また、マウンドアップ構造の歩道の車道寄りの地下に埋設する場合には、将来的に切下げ部分が生じることを想定した上で、必要に応じて所要の防護措置を講じる判断するものとする。ただし、あらかじめ十分な強度を有する電線を使用する場合は、この限りではない。 上記によらない場合には、「電線を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」（平成 28 年 2 月 22 日付け国道利第 17 号、国道保第 26 号、国道交安第 63 号）及び「「電線を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」の運用に関する取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日付け事務連絡）を参照し、道路管理者と協議を行うこととする。 5 ケーブルの本管と水道管又はガス管の本線とは、原則として同一側に埋設しないものとする。ただし、工事実施上やむを得ない場合又は共同溝設置の場合には、この限りではない。 6 橋又は高架道路に取り付ける場合には、けたの両側又は床版の下とする。 7 他の埋設管、構造物等との離隔距離は、0.3m以上とする。 8 道路の横断箇所は、最小限に止め、道路に対し直角に横断するものとする。
--	--

（注 1）

4及び4の2の規定において、別表に掲げる管路及び電線を地下に設ける場合は、他の埋設物件、道路の舗装構成、土質の状態、交通状況及び気象状況等を十分考慮した上で、埋設の深さを決定することとし、必要に応じて3の規定によることとする。

特に、歩道部の地下に埋設する場合は、車両の乗入れ部及び切下げ部の設置状況を十分考慮した上で、埋設の深さを決定すること。

(注 2)

4及び4の2に規定する「道路の舗装の厚さ」とは、路面から路盤の最下面までの距離をいう。

(注 3)

4の規定にある「当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するもの」とは、「歩道等の設計要領について」(平成8年9月6日付け道維第187号道路維持課長通知)で定められた舗装構成の標準及びこれに準ずるものをいう。

(別表1)

種類	管 径
コンクリート多孔管 (管材曲げ引張強度 54 kg f / c m^2 以上)	$\phi 125 \times 9$ 条以下のもの

なお、別表1に掲げる管路の種類(規格)以外のものであっても、別表に掲げるものと同等以上の強度を有すると埋設を行う者が書面で証したもののについては、別表に掲げるものの管径を超えない範囲内において、4の規定によることができる。

(別表2)

	種類	径※2
A	鋼管 (J I S G 3452)	250mm以下
	強化プラスチック複合管 (J I S A 5350)	250mm以下
	耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (J I S K 6741)	300mm以下
	硬質塩化ビニル管 (J I S K 6741)	175mm以下
	合成樹脂可とう電線管 (J I S K 8411)	28mm以下
	波付硬質ポリエチレン管 (J I S K 3653 附属書1)	30mm以下
	角型多条電線管 (J I S K 3653 附属書3同等) ※1	—
	電力ケーブル	600V CVQ ケーブル (より合わせ外径 64 mm)
		600V CVQ ケーブル (より合わせ外径 27 mm)
	通信ケーブル (光)	40SM-WB-N (12 mm)

		1 SM-IF-DROP-VC (2.0×5.3 mm)
	通信ケーブル（メタル）	0.4 mm 50 対 CCP-JF (15.5 mm)
		2 対・地下用屋外線 (5.5 mm)
	通信ケーブル（同軸）	12AC (16 mm)
		5CM (8 mm)
B	その他（上記以外）	—

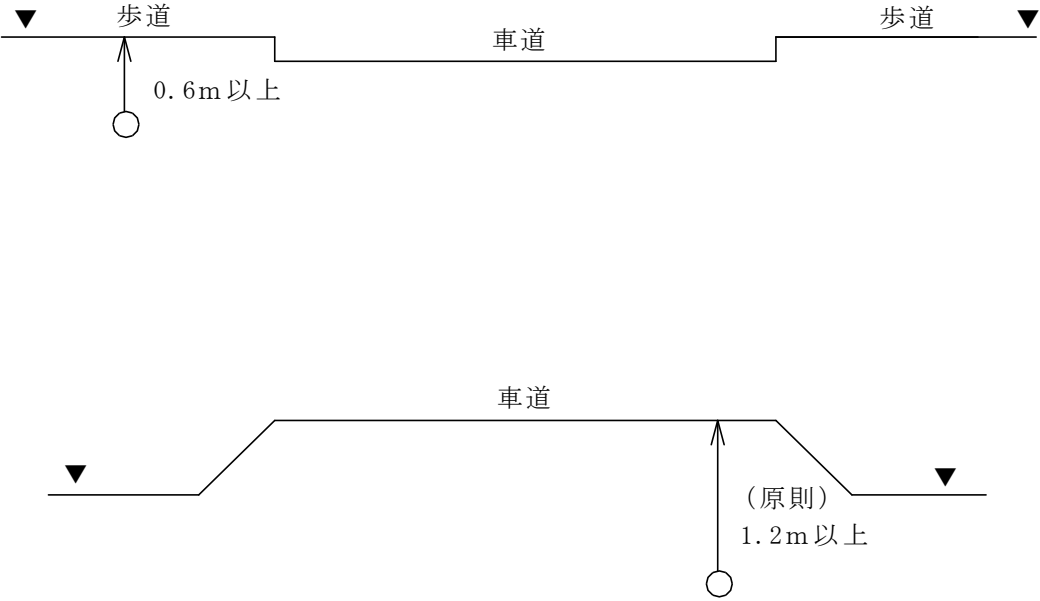
※1 「同等以上の強度を有するもの」として証明されたもの。

※2 径には、いわゆる呼び径で表示されるものを含む。

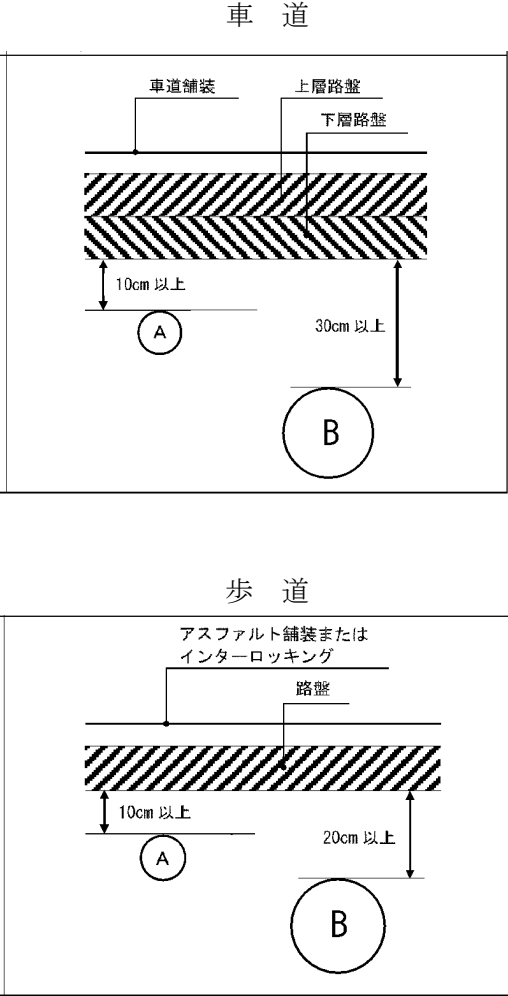
注) 別表 2 に掲げる電線の種類（規格）以外のものであっても、別表 2 に掲げるものと同等以上の強度を有すると埋設を行う者が書面で証したもののについては、別表 2 に掲げるものの径を超えない範囲内において、4 の 2 の規定によることができる。

地下電線埋設図

（図 1）



(図 2)



(5) 石油管

許可の方針	道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限り占用を認めるものとする。
-------	--

占有物件の構造	1 鋼管、鋳鉄管及びダクトイル鋳鉄管を使用するものとする。 2 堅固で耐久性を有するとともに、道路及び地下にある他の占有物件の構造に支障を及ぼさない構造とする。 3 車道に埋設する場合には、道路の強度に影響を与えない構造とする。 4 管の表示については、「浜松市地下埋設物件表示要領」により確実に 行うものとする。 5 橋又は高架の道路に取り付ける場合には、橋又は高架の道路に影響 を与えない構造とする。
占 用 の 場 所	1 石油管は、地下に埋設するものとする。ただし、地形の状況その他 特別の理由によりやむを得ないと認められる場合には、地上（トンネ ルの中を除く。）に設け、又は橋に取り付けることが出来る。 2 石油管を埋設する場合（道路を横断して埋設する場合を除く。）に おいては、原則として車両の荷重の影響の少ない場所に埋設し、かつ、 導管の外面から水平距離にして道路の境界線まで1 mの距離を保たせ るものとする。 3 石油管を道路の路面下に埋設する場合においては、その深さは、次 のとおりとする。 (1) 市街地においては、防護構造物により導管を防護する場合にあつ ては、当該防護構造物の頂部の路面との距離は、1.5m以上とし、 鉄板等で防護工を設ける場合にあつては、導管の頂部と路面との距 離は、1.8m以上とする。 (2) 市街地以外の地域においては、導管の頂部（防護構造物により導 管を防護する場合にあつては、当該防護構造物の頂部）と路面との 距離は、1.5m以上とする。 4 石油管を道路の路面下以外の場所に埋設する場合においては、導管 の頂部と路面との距離は、1.2m（防護工又は防護構造物により導管を 防護する場合にあつては、市街地においては、0.9m、市街地以外の地 域においては、0.6m）以上とする。 5 石油管を地上に設ける場合においては、その最下部と路面との距離 は、 5m以上とする。 6 石油管を橋に取り付ける場合においては、けたの両側又は床版の下 とする。 7 石油管を高架道路に設ける場合においては、高架道路の路面下の地 下で、かつ、導管の頂部と路面との距離は、1.2m以上とし、道路を横 断して埋設するときを除き導管外面から水平距離にして道路の境界線

	まで1 m以上の距離を保つものとする。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ないと認められる場合には、高架の道路のけたの両側又は床版の下に取り付けることができる。
そ の 他	石油圧送施設の占有は、「石油圧送施設の道路占有について」（建設省道路局長通達）に基づき処理をすること。

（６）その他の管類（温泉パイプ、排水管等）

許 可 の 方 針	道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限り占有を認めるものとする。
占有物件の構造	1 原則として鋼管、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管及び塩化ビニール管を使用するものとする。 2 規定の深さがとれない場合には、トラフ構造、二重管その他これらに代わる構造とする。 3 堅固で耐久性を有するとともに、道路及び地下にある他の占有物件の構造に支障を及ぼさない構造とする。 4 車道に埋設する場合においては、道路の強度に影響を与えない構造とする。 5 橋又は高架の道路に取り付ける場合には、橋又は高架の道路に影響を与えない構造とする。
占 用 の 場 所	1 歩道を有する道路にあつては、歩道の地下とする。 2 歩道を有しない道路にあつては、路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部以外の部分の地下とし、極力路端寄りとする。 3 管の頂部と路面との距離は、1.2m以上とする。ただし、工事実施上やむを得ない場合には、0.6m以上とすることができるが、車道下にあつては、適当な補強工を施すものとする。 4 橋又は高架道路に取り付ける場合には、けたの両側又は床版の下とする。 5 他の埋設管、構造物等との離隔距離は、0.3m以上とする。 6 道路の横断箇所は、最小限に止め、道路に対し直角に横断するものとする。 7 工事実施上やむを得ない場合に限り、道路の上空を横断して管類を設けることができ、その最下部と路面との距離は、5 m以上とする。

その他これらに代わる構造とは、内外面被覆鋼管を使用する場合はこれらに

代わる構造として扱うこととします。

管路の種類	管経
硬質塩化ビニルライニング鋼管 VDJWWAK116 同等のもの	1 5 0 mm 以下のもの

3 法第32条第1項第3号に掲げる施設

〔鉄道、軌道その他これらに類する施設〕

- (1) 鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第2項による第1種鉄道事業又は第4項による第3種鉄道事業)

許可の方針	道路に鉄道を交差する場合には、道路の占用許可に替え、道路法第20条及び同法第31条の規定を適用するものとする。
占用物件の構造	道路構造令(昭和45年政令第320号)、鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国土交通省令第151号)及びこれらに準ずる諸基準によるものとする。
その他	「鉄道と道路との交差に関する協議等について」(平成15年3月20日付け国都街第155号、国道政第74号及び国鉄技第178号国土交通省都市・地域整備局長、道路局長及び鉄道局長通達)を参照すること。

- (2) 軌道

許可の方針	軌道法第4条の規定により特許を得た軌道は、道路の占用許可があつたものと見なされる。
占用物件の構造	軌道法の構造基準によるものとする。

- (3) 索道

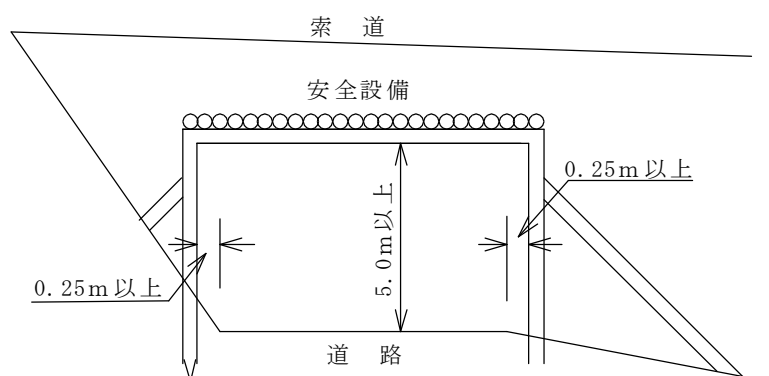
許可の方針	索道事業の許可を受けたものに限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	道路法施行令(昭和27年政令第479号)、道路構造令(昭和45年政令第320号)、索道施設に関する技術上の基準を定める省令(昭和62年運輸省令第16号)及びこれらに準ずる諸基準による。

(4) 農林物産運搬用ケーブル (保安施設・荷さばき場を含む。)

許可の方針	道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。 2 ケーブルの下方に保安施設を設け、天井には、防護網を設けるものとする。 3 保安施設は、搬送物の落下重に耐える構造とする。 4 荷さばき場の周辺に物件を放置し、道路上を汚損する等道路交通に支障を及ぼし、又は道路の美観を害することができないよう措置するものとする。
占用の場所	1 道路の上空とする。ただし、地形の状況でやむを得ないと認められる場合には、保安設備の支柱、荷さばき場等を法敷上に設けることができる。 2 保安設備の支柱、荷さばき場等は、路肩から 0.25m 以上離すものとする。 3 防護網の最下部と路面との距離は、5m 以上とする。(図 1) 4 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は、認めないものとする。 5 地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。

農林物産運搬用ケーブル図

(図 1)



(5) 自動運行補助施設

「自動運行補助施設の道路占用の取扱いについて」(令和2年11月25日付け国土交通省道路局路政課長、道路交通管理課長通知)の別紙「自動運行補助施設の占用許可基準について」によるものとする。

4 法第32条第1項第4号に掲げる施設
〔歩廊、雪よけその他これらに類する施設〕

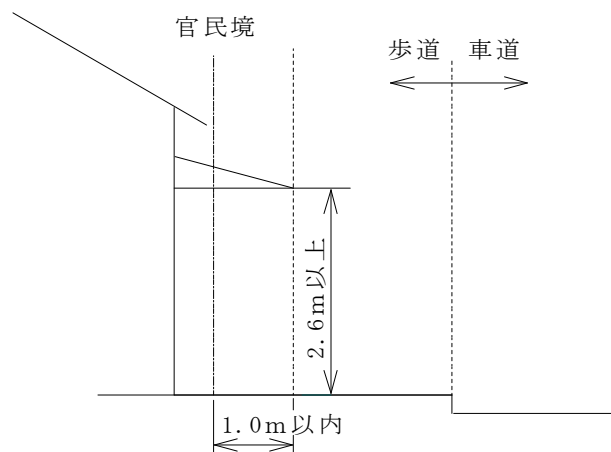
(1) アーケード

「アーケードの取扱いについて」(建設省事務次官通達)及び「アーケードの取扱い基準について」(静岡県都市住宅部長通達)によるほか、次の基準によるものとする。

許可の方針	浜松市道路上空通路等連絡協議会において、各機関の意見が一致した場合に限り占用を認めるものとする。
その他	受理した道路占用許可申請書は、建築許可の見通しがつくまで、その処分を保留すること。

(2) 日よけ

許可の方針	1 道路交通上はもとより道路美観上からも支障があるので占用を極力抑制するものとし、原則として新設を認めないものとする。 2 歩道を有する道路の歩道部分に限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 日よけの材料は、布、ビニール等で難燃性のものとする。 2 広告物、照明等は添加しないこと。 3 巻き上げ装置は、道路に突き出さないこと。 4 車道に面する部分及び側面には、梁より下に側布等をつり下げないこと。 5 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので公衆に不快感を与えないものとする。 6 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、飛散、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのない構造とすること。
占用の場所	1 日よけの高さは、将来の歩道のかさ上げを考慮して、2.6m以上とする。この場合の高さとは、路面と日よけ（附帯物を含む。）の最下端部の距離をいう。 2 路面への出幅は、1 m以内とする。 3 信号機、道路標識及び道路照明灯の効用を妨げるおそれのない場所であること。 4 支柱の道路敷地内への建込みは認めない。
その他	日よけ下の歩道部分に、商品、自転車、張出物等を絶対に放置させないこと。



5 法第32条第1項第5号に掲げる施設

〔地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設〕

(1) 地下街

「地下街の道路占用について」(建設省道路局内規)、「地下街の取扱いについて」(建設省事務次官通達)及び「地下街に関する基本方針について」(建設省道路局長通達)によるものとする。

(2) 地下通路

許可の方針	地上交通の緩和的施設に限り認めるものとする。
占用物件の構造	1 地下通路の自重、土圧、水圧、浮力等の荷重によって生ずる応力に対して安全なものであること。 2 部材各部の応力度は、許容応力度を越えるものでないこと。 3 主要部分の構造は、鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りとする。 4 その他の部分の構造は、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料を使用すること。
占用の場所	1 地下通路の出入口を地上に設ける場合においては、法敷又は歩道若しくは自転車歩行者道内の車道寄りに設けることとし、かつ歩道等に設ける場合にあつては、当該歩道等の一側が通行することができるようにすること。 この場合、当該歩道等の通行することができる幅員は、歩道にあつては3m以上、自転車歩行者道にあつては3.5m以上とすること。ただし、公益上やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。 2 電線、水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものが埋設されている道路又は埋設する計画のある道路に設ける場合は、これらの上部に設けないこと。 3 地下通路と路面との距離は、3.5m(公益上やむを得ない事情があると認められる場合にあつては2.5m)以下としないこと。

(3) 地下式貯水槽

許可の方針	1 浜松市消防本部が設置し、維持し又は管理する貯水槽に限り占用を認めるものとする。 2 道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限り占用を認めるものとする。 3 NTT及び公益事業者（ガス、電気等）と設置場所について、調整できたものに限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 堅固で耐久力を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件に支障を及ぼさない構造とする。 2 車道に埋設する場合においては、道路の強度に影響を与えない構造とする。
占用の場所	1 貯水槽は、法敷下又は路端寄りの路面下に設けるものとする。 2 占用幅は、道路中心線を越えない範囲内とする。 3 貯水槽の頂部と路面との距離は、0.8m以上とする。 4 既存の占用物件又は計画中の公共施設の設置に支障を及ぼさない場所とする。

(4) 消防用井戸

許可の方針	1 浜松市消防本部が設置し、維持し又は管理する貯水槽に限り占用を認めるものとする。 2 道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 堅固で耐久力を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件に支障を及ぼさない構造とする。 2 車道に埋設する場合においては、道路の強度に影響を与えない構造とする。 3 取水管内径は 50 cmを超えない範囲とする。 4 マンホールは、破損及びはずれの生じない堅固な構造とする。 5 マンホールの蓋は平板とし、かつ路面と同一勾配とする。
占用の場所	1 原則として車道外の部分とする。 2 他の埋設物との関係上やむを得ない場合に限り車道端寄りとする。

(5) 横断歩道橋

許可の方針	車両の交通頻繁な道路の両側に同一目的の施設がある場合に限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 主要部分の構造は、鉄骨又は鉄筋コンクリート造りとする。 2 道路と直角に架設し、器物が道路に落下しないよう橋の部分に柵を設けるものとする。 3 広告物の添加又は塗装は、認めないものとする。 4 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
占用の場所	1 道路の上空とする。ただし、道路の構造又は道路の周辺の状況上やむを得ないと認められ、かつ、一般歩行者が利用できる場合には、施設の階段部分及び支柱を法敷上又は歩道上の車道寄りに設けることができる。 2 道路の上空を横断する施設の最下部と路面との距離は、5m以上とする。

(6) 上空に設ける通路

「道路の上空に設ける通路に係る消防法第7条の同意の運用について（通知）」（平成30年7月11日消防予第423号）、「道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の取扱いについて（通達）」（平成30年7月11日警察庁丁規発第84号）、及び「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」（平成30年7月11日〇〇〇）によるほか、次の基準によるものとする。

※以下廃止 ➡「道路の上空に設ける道路の取扱い等について」（建設省事務次官通達）及び「建築物の屋上部を連結する通路の取扱いについて」（建設省道路局路政課長通達）によるほか、次の基準によるものとする。

許可の方針	浜松市道路上空通路等連絡協議会において、各機関の意見が一致した場合に限り占用を認めるものとする。
その他	1 受理した道路占用許可申請書は、建築許可の見通しがつくまで、その処分を保留すること。 2 占用許可にあたっては、国土交通省と事前協議することになっているので、留意すること。（直角横断は協議不要）

(7) 工事用搬入路（橋の架設を伴う工事用搬入路）

許可の方針	沿道で工事を行うため一時的に設ける道路に限り占用を認めるものとする。
-------	------------------------------------

占用物件の構造	1 通路は、既存の道路から 10mの区間を舗装するものとする。 2 通路は、最大の自動車荷重に十分耐えられる構造とする。
占 用 の 場 所	側溝上又は法敷上とする。

(8) 通路橋

許 可 の 方 針	通路橋は、道路管理上、安全上等问题が多いので、真にやむを得ないものに限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 通路橋の幅員は 6m以下とする。ただし、大型車の出入する施設については 10m以下とすることができる。 2 通路橋の架設にあたっては、橋台の一侧を道路敷地外に設け、路肩部を補強して使用目的に耐え得る構造とする。 3 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、荷重等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
占 用 の 場 所	法敷（河川法及び普通河川条例の適用を受けない水路を含む。）上又は路肩部とする。

(9) 浄化槽

許 可 の 方 針	下水道の未整備地域等において、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 項に規定する浄化槽（便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場排水、雨水その他特殊な排水を除く。）を処理し、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 6 号に規定する終末処理場を有する以外に放流するための施設であって、公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定により定められた計画に従って市町村が設置したし尿処理施設以外のもの）を設置する場合であって道路の敷地以外に適当な場所がなく、地域の実情から真にやむを得ないと認められる場合等に限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 堅固で耐久力を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであること。 2 自動車の荷重等に耐える（マンホールの蓋については、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 35 条及び道路橋示方書に準拠して設計された強度を有する）構造とすること。 3 車道部分に極力設置しないこと。ただし、道路の幅員が狭小であり、かつ道路交通が少ない場合を除く。

占 用 の 場 所	1 路面をしばしば掘削することのないよう計画され、かつ、他の占用物件と錯そうするおそれがないこと。 2 電線、水管、下水道管、ガス管の上部に設けないこと。 3 将来、下水道が整備されたときは、速やかに浄化槽を撤去すること等の条件を附すこと。 4 道路側溝以外に適当な排水箇所がなく、やむを得ず道路側溝に排水しようとする場合は、流量及び衛生等の安全性を確保すること。 5 他の埋設管、構造物との離隔距離は、0.3メートル以上とする。
-----------	---

6 法第32条第1項第6号に掲げる施設

〔露店、商品置場その他これらに類する施設〕

(1) 露店

許 可 の 方 針	道路の交通上及び構造保全上支障となる場合が多いので占用を認めないものとする。ただし、縁日露店については、「国道及び県道における道路占用と道路使用で道路管理者と警察署長との許可権限の取り決めについて」（静岡県土木部長通達）に基づいて道路占用許可を省き、道路使用許可のみとする。
-----------	---

(2) 商品置場・自動販売機

許 可 の 方 針	道路の交通上及び構造保全上支障となる場合が多いので占用を認めないものとする。
-----------	--

7 令第7条第1号に掲げる物件

〔看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ〕

(1) 電柱及び街路灯に添加する広告

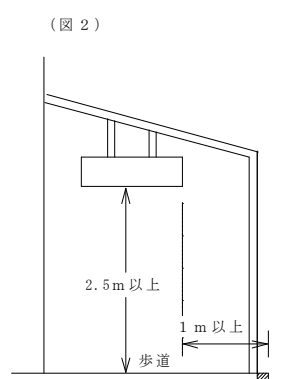
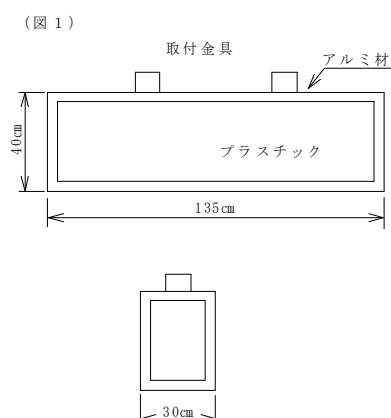
許 可 の 方 針	電柱及び街路灯の管理者が添加を同意した場合に限り1柱につき取付広告物1個、巻付広告物1個の占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 取付広告物の大きさは、縦1.2m以下、横0.4m以下とする。 2 巻付広告物の大きさは、1㎡以下とし、1個を2面とすることができる。 3 信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げないもので、地色は原則として白色又は淡色とする。 4 電光式、照明式及び反射材料式の構造は、認めないものとする。 ただし、次のすべてに該当する場合はこの限りでない。 (1) 当分の間、市街化区域又は用途地域とする。 (2) 発光ダイオードによる看板面上の照度は600ルクス以下かつ輝度

	170 カンデラ以下で、光色は白色又は淡色とし、点滅、他色との互光及び蛍光色等を使用しないものとする。 (3) 光源を露出させないものとする。 (4) 信号機のある交差点から 50m以上離すものとする。 (5) 交通規制標識の視認性を妨げないものとする。 5 デザイン及び表示内容は、美観風致を十分に考慮するものとする。 6 骨格及び支持材料は、鋼製とする。 7 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのない構造とする。
占 用 の 場 所	1 歩道を有する道路にあっては、取付広告物の最下部と路面との距離は、2.5m以上とし、道路中心線と直角に民地方向に添加するものとする。 2 歩道を有しない道路にあっては、取付広告物の最下部と路面との距離は、4.7m以上とする。 3 巻付広告物の最下部と路面との距離は、1.2m以上とする。 4 道路の同一側における広告物の間隔は、20m以上とする。
そ の 他	1 「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」（昭和 44 年 8 月 20 日付け建設省道政発第 5 2 号建設省道路局長通達）を参照すること。 2 浜松市屋外広告物条例に抵触するので、占用の許可にあたっては、留意すること。 3 看板を添架しようとする者が、電柱等の管理者と異なる場合は当該管理者の同意を得ていることを確認すること。 4 「企業協賛を活用した公共施設へのLED照明等の設置事業実施要綱」に基づき設置された銘板については、実施要綱に定められた規格であること。また、実施要綱以外で道路管理者の承認を得て設置された銘板についても、実施要綱に準ずるものとし、許可にあたっては、屋外広告物所管課へ確認をすること。

(2) アーケードに添加する広告物

許 可 の 方 針	アーケードとして道路の占用の許可を受けたものに限り 1 軒につき広告物 1 個の占用を認めるものとする。
-----------	---

占用物件の構造	1 広告物の大きさは、縦 0.4m以下、横 1.35m以下、幅 0.3m以下とする。(図 1) 2 広告物の取付け部分は、2 箇所以上とする。 3 広告物の枠は、アルミ材等の軽量な材料を使用し、表示板は、プラスチックを使用するものとする。 4 信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げないもので、地色は原則として乳白色とし、蛍光塗料は、使用しないものとする。 5 アンドン式の構造を認めるものとする。 6 表示内容は商店名とし、広告のみの表示を認めないものとする。 7 一街区ごとに広告物の規格は、統一するものとする。 8 デザイン及び表示内容は、美観風致を十分に考慮するものとする。 9 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのない構造とする。
占 用 の 場 所	1 歩道を有する道路の歩道上とし、歩車道境界線から 1 m 以上の間隔を保つものとする。(図 2) 2 広告物の最下部と路面との距離は、2.5m 以上とする。(図 2)
そ の 他	1 浜松市屋外広告物条例に抵触するので、占用の許可にあたっては、留意すること。 2 広告を添架しようとする者が、アーケードの管理者と異なる場合は当該管理者の同意を得ていることを確認すること。



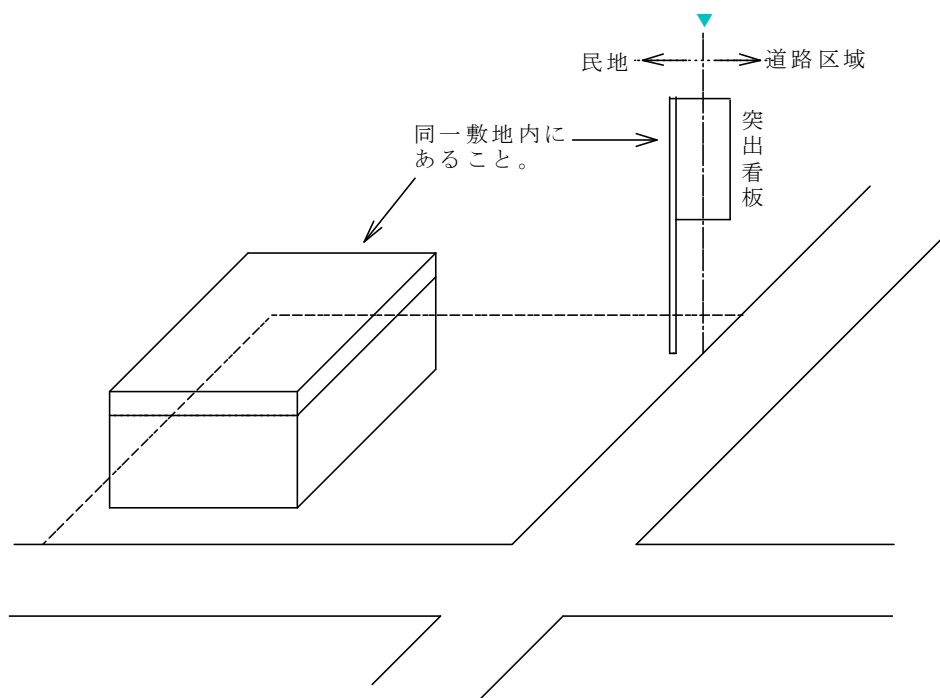
(3) 消火栓標識に添加する広告物

許可の方針	消火栓標識として道路占用許可を受けたものに限り1柱につき広告物1個の占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 広告物の大きさは、縦0.4m以下、横0.8m以下とする。 2 信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げないもので、地色は原則として白色又は淡色とする。 3 電光式、照明式及び反射材料式の構造は認めないものとする。 4 デザイン及び表示内容は、美観風致を十分に考慮するものとする。 5 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのない構造とする。
占用の場所	1 歩道を有する道路にあっては、広告物の最下部と路面との距離は、2.5m以上とし、道路中心線と直角に民地方向に添加するものとする。 2 歩道を有しない道路にあっては、広告物の最下部と路面との距離は、4.7m以上とする。 3 広告物の取付け位置は、標識板の下部とし、突き出し方向は、標識板と同一方向とする。
その他	1 浜松市屋外広告物条例に抵触するので、占用の許可にあたっては、留意すること。 2 広告を添架しようとする者が、消火栓標識の管理者と異なる場合は当該管理者の同意を得ていることを確認すること。

(4) 突出看板

許可の方針	自家用広告物に限り1営業所又は1事業所につき広告物2個の占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げないもので、地色は原則として白色又は淡色とする。 2 反射材料式の構造は認めないものとする。 3 デザイン及び表示内容は、美観風致を十分に考慮するものとする。 4 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのない構造とする。
占用の場所	1 歩道を有する道路にあっては、広告物の最下部と路面との距離は、2.5m以上とし、路面上への出幅は、1 m以下とする。 2 歩道を有しない道路にあっては、広告物の最下部と路面との距離は、4.7m以上とし、路面上への出幅は、0.5m以下とする。 3 広告物の上端は、取付け壁面を越えないものとする。
その他	1 「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」(昭和44年8月20日付け建設省道政発第52号建設省道路局長通達)を参照すること。 2 浜松市屋外広告物条例に抵触するので、占用の許可にあたっては、留意すること。

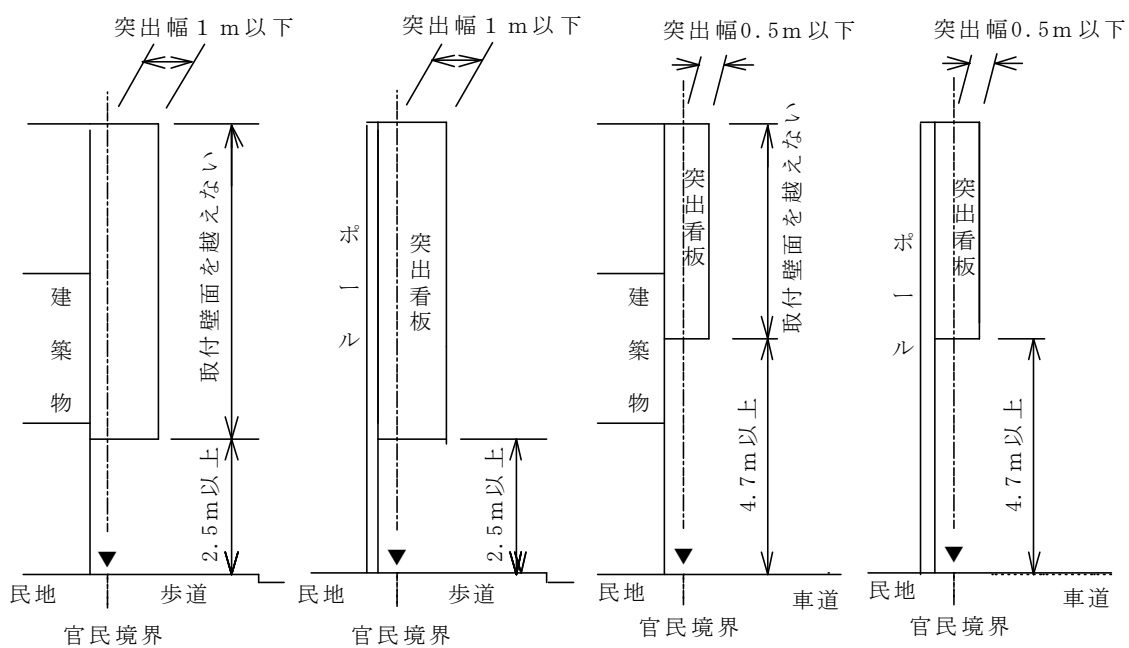
モデル図



突出看板

歩道を有する道路

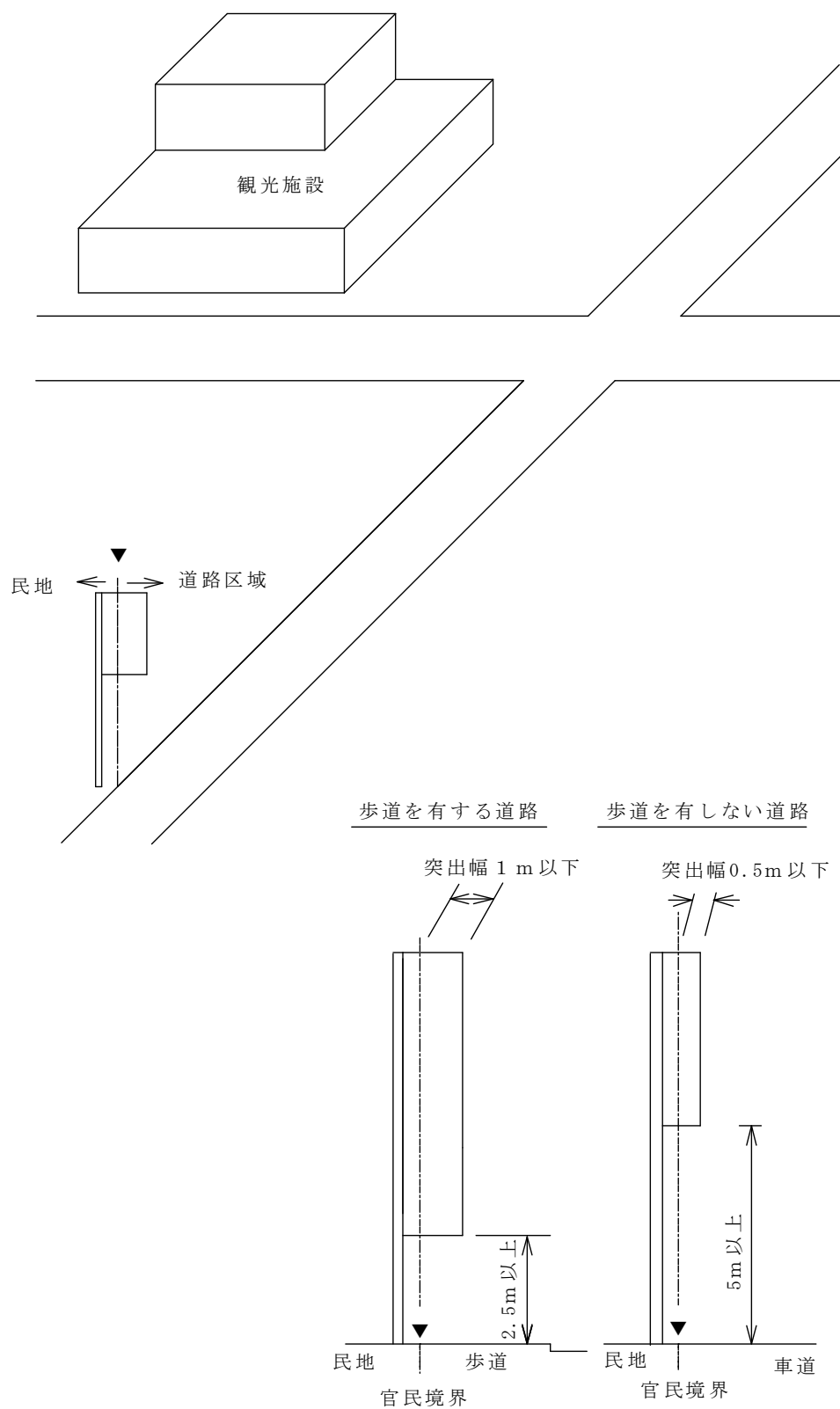
歩道を有しない道路



(5) サインポール

許可の方針	1 道路交通上はもとより道路美観上からも支障があるので、占用を極力抑制するものとする。 2 道路の上空に限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 原則として片持（オーバーハング）式の構造とする。 2 信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げないもので、地色は原則として白色又は淡色とする。 3 反射材料式の構造は認めないものとする。 4 デザイン及び表示内容は、美観風致を十分に考慮するものとする。 5 支柱、支持材料は鉄製とする。 6 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのない構造とする。
占用の場所	1 歩道を有する道路にあっては、突き出し部の最下部と路面との距離は、2.5m以上とし、路面上への出幅は、1 m以下とする。 2 歩道を有しない道路にあっては、突き出し部の最下部と路面との距離は、5m以上とし、路面上への出幅は、0.5m以下とする。 3 道路敷地内の建柱は、認めないものとする。
その他	浜松市屋外広告物条例に抵触するので、占用の許可にあたっては、留意すること。

モデル図



(6) 立看板

許可の方針	1 道路交通上はもとより道路美観上からも支障があるので、占用を極力抑制するものとする。 2 公共団体、公共的団体その他これらに準ずる者が交通の事故防止及び火災予防のため一定期間区切って設けるものに限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 広告物の大きさは、縦 2m 以下、横 1m 以下とする。 2 埋込式の設置は、認めないものとする。 3 信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げないもので、地色は原則として白色又は淡色とする。 4 電光式、照明式及び反射材料式の構造は認めないものとする。 5 デザイン及び表示内容は、美観風致を十分に考慮するものとする。 6 倒壊、はく離、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのない構造とする。
占用の場所	1 歩道を有する道路にあつては、歩道上の民地側に接した場所とする。 2 歩道を有しない道路にあつては、法敷上とする。 3 立看板は、道路と平行に設けるものとする。 4 道路が交差し、接続し又は屈曲する場所での設置は、認めないものとする。 5 地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。
その他	1 「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」(昭和 44 年 8 月 20 日付け建設省道政発第 52 号建設省道路局長通達)を参照すること。 2 浜松市屋外広告物条例に抵触するので、占用の許可に当たっては、留意すること。

(7) 地下道におけるショーケース

許可の方針	地下道の維持管理の能力がある公共的な団体に限り一括して占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 ショーケースの大きさは、縦 1 m以下、横 1.5m以下とする。 2 ショーケースの前面は、透明かつ強固なガラス又はこれに類するものとし、壁面より突き出さない構造とする。 3 ショーケースの中には、照明設備を設けるものとする。 4 同一の地下道におけるショーケースの規格は、原則として同一のものとする。 5 相当強度の地震に耐える堅固なもので、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのない構造とする。
占用の場所	1 ショーケースは、壁に設けるものとし、その上端は天井から 0.5m以上、下端は床から 0.9m以上離すものとする。 2 ショーケース相互間の距離は、2.5m以上とする。 3 地下道が交差し又は接続しているところから 2m以上離すものとする。 4 同一通路におけるショーケースの配置は、統一するものとする。

(8) 道路標識 (案内標識に限る。)

許可の方針	一般通行者の利便に供する目的で設置するものに限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 構造は、交通安全施設の設計標準によるものとする。 2 標柱には、管理者名を黒色で表示するものとし、その範囲は、路面から 0.5mの間隔をおき、0.5m上方の区間内とする。(図1) 3 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
占用の場所	1 歩道を有する道路にあつては、歩道上の車道寄りとし、歩車道境界線から 0.25mの間隔を保つものとする。 2 歩道を有しない道路にあつては、路端寄りとする。 3 標識を路側方式によって設ける場合には、標識板の最下部と路面との距離は、1.8m以上とする。 4 標識を片持 (オーバーハング) 式によって設ける場合には、標識板の最下部と路面との距離は、4.7m以上とする。 5 道路が交差し、接続し又は屈曲する場所での設置は、認めないものとする。 6 地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。

※ この項目の解釈で新たに次のものを加える。

① 地震対策用案内標識は (8) に準じて扱う。

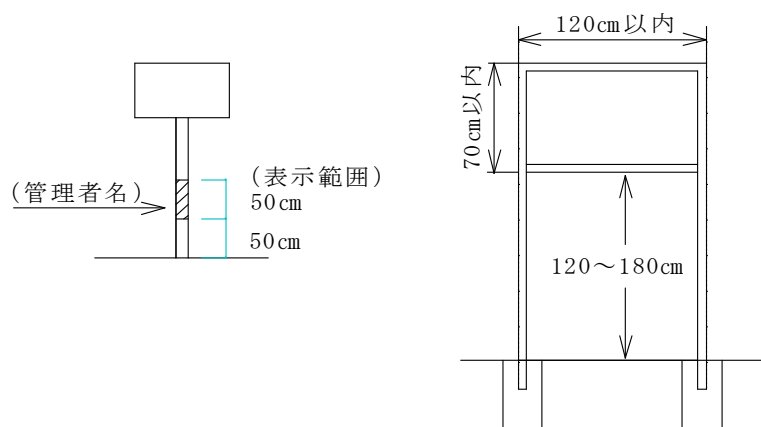
(地方自治体が管理するものに限る。)

② 二本柱形式による案内板

道路区域外 (民地等) に空地がない場合に限り、歩道の路端の民地寄りとする。

(地方自治体が管理し、民地側所有者の了解を得たものに限る。)

(図1)

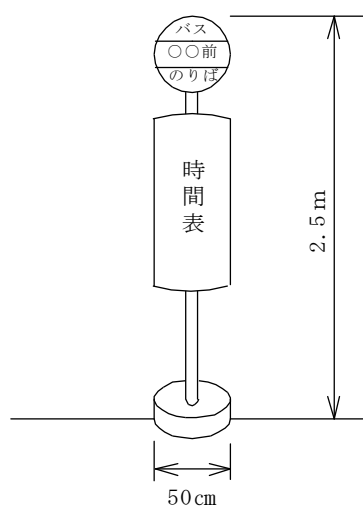


(構造については、風速 50 m に、たえるもので、道路標識令に準じたものであること。)

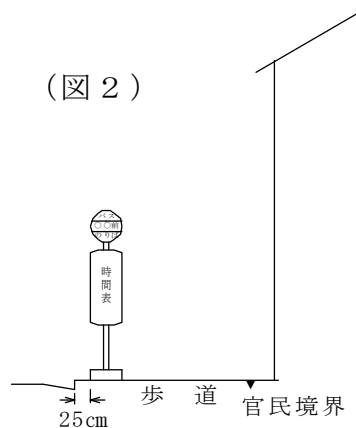
(9) バス停留所標識(照明式を除く。)

許可の方針	一般乗合旅客運送事業の免許を受けた事業者が設置したバス停留所に限り占有を認めるものとする。
占有物件の構造	1 停留所標識の規模は、(図1)を標準とする。 2 停留所標識を統一し、体裁優美な構造とする。 3 倒壊、はく離等により道路構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。 4 広告物の添加又は塗装は、認めないものとする。
占有の場所	1 歩道を有する道路にあっては、歩道上の車道寄りとし、歩車道境界線から、0.25mの間隔を保つものとする。(図2) 2 歩道を有しない道路にあっては、側溝上または路端寄りとする。(図3) 3 標識板及び時刻板は、道路と平行に取り付けるものとする。 4 道路が交差し、接続し又は屈曲する場所での設置は、認めないものとする。 5 地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。

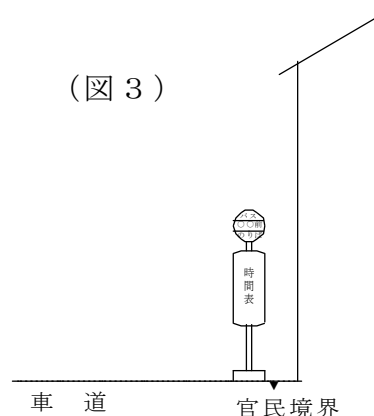
(図1) 標準図



(図2)



(図3)



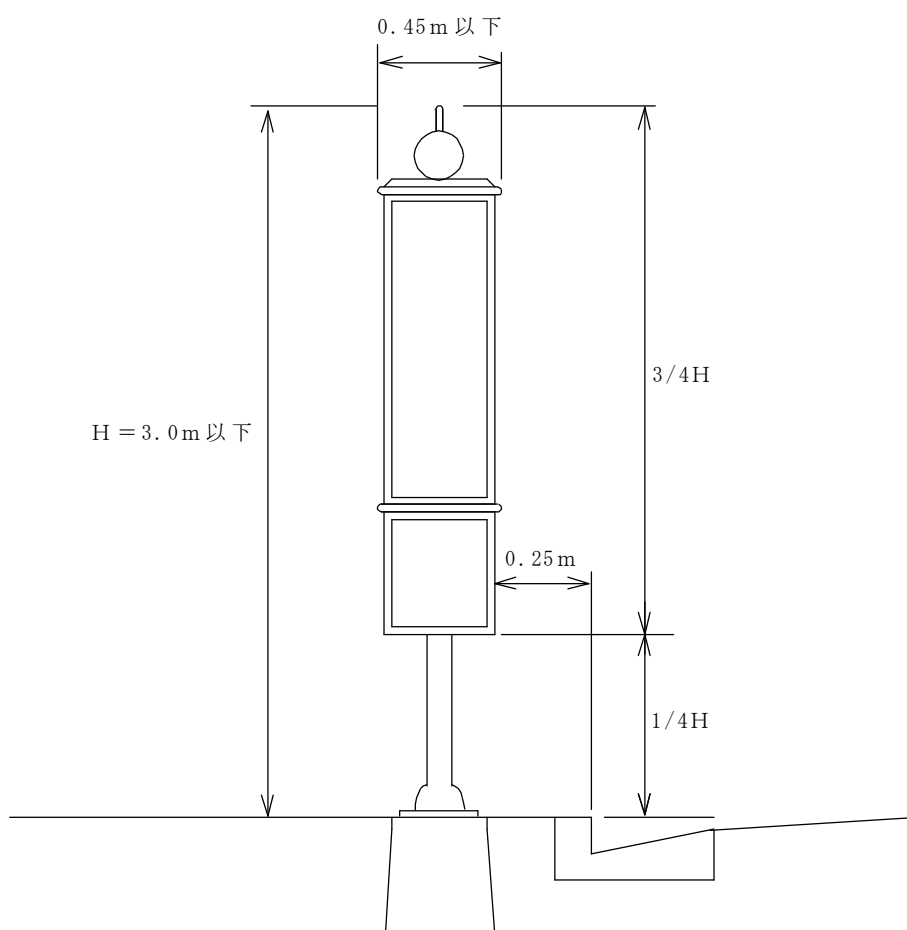
(10) 照明式バス停留所標識 (広告付)

許可の方針	一般乗合旅客運送事業の免許を受けた事業者が設置したバス停留所に限り占有を認めるものとする。
占有物件の構造	1 標識は、1本の支柱と直方体の照明表示ボックスで構成し、照明表示ボックスの上部にバス停留所標識板を付設するものとする。 2 標識の大きさは、高さ3m以下、幅0.45m以下とし、支柱（路面から照明表示ボックスの最下部までをいう。）の高さは、標識の高さの4分の1程度とする。（図1） 3 バス停留所標識板は、円形とし、その大きさは、直径0.4m以下とする。 4 標識の照明光源は、白色系とする。 5 広告は、進行車両の非対向面及び歩道面の2面に限定し、広告面の広さは、照明表示ボックスの各表示面の広さの3分の1以下で、その位置は、照明表示ボックスの最下部とする。 6 照明表示ボックスの表示方法は、塗装式とし、地色は白色又は淡色とする。 7 反射材料式の構造は、認めないものとする。 8 デザイン及び表示内容は、美観風致を十分に考慮するものとする。 9 標識の設置方法は、埋込式とする。 10 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのない構造とする。
占有の場所	1 歩道を有する道路にあっては、歩道上の車道寄りとし、歩車道境界線から0.25mの間隔を保つものとする。ただし、歩道の残幅員が2m未満となる場合には、原則として認めないものとする。 2 歩道を有しない道路にあっては、バス停車帯の路端寄りとする。 3 照明用の電源配線を架空式で設ける場合には、標識の高さ以上とする。 4 道路が交差し、接続し又は屈曲する場所での設置は、認めないものとする。 5 地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。
その他	1 「照明式バス停留所標識（広告付）の道路占有について」（昭和49年2月1日建設省道発第5号建設省道路局長通達）を参照すること。 2 浜松市屋外広告物条例に抵触するので、占有の許可にあたっては、留意すること。 3 広告を添加しようとする者がバス停留所標識の管理者と異なる場合

は当該管理者の同意を得ていることを確認すること。

(図 1)

標準図



(1 1) 消防水利標識

許 可 の 方 針	浜松市消防本部が設置し、維持し又は管理するものに限り 1 箇所につき 1 本の占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 消防水利標識の規格および図案等は、(図 1 ・ 2) のとおりとする。 なお、支柱による掲出用の 5 7 5 型を基本とし、それ以外の掲出用の 4 0 0 型を使用する場合は (注) のとおりとする。 2 支柱は金属製とし、体裁優美なものとする。 3 電飾設備は、認めないものとする。 4 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
占 用 の 場 所	1 歩道を有する道路にあつては、歩道上の車道寄りとし、歩車道境界線から 0 . 2 5 m の間隔を保つものとする。 2 歩道を有しない道路にあつては、路端寄りとする。 3 標識板の最下部と路面との距離は、4 . 7 m 以上とする。ただし、歩道を有する道路の歩道上においては、2 . 5 m 以上とすることができる。 4 突き出し部は、歩道を有する道路にあつては、道路中心線と直角に民地の方向に設けるものとする。 5 原則として消火栓等から 5 m 以内とする。ただし、消火栓等の位置、道路の状況等により困難な場合には、この限りでない。 6 道路が交差し、接続し又は屈曲する場所での設置は、認めないものとする。 7 地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。
そ の 他	「消防水利の統一標識について」(建設省道路局路政課長通達) を参照すること。

(注) 4 0 0 型を使用する場合

① 占用物件の構造 (上記 1 から 4 までに加え)

広告物又はこれらに類するものの添加は認めないものとする。

② 占用の場所 (上記 5 から 7 までに加え)

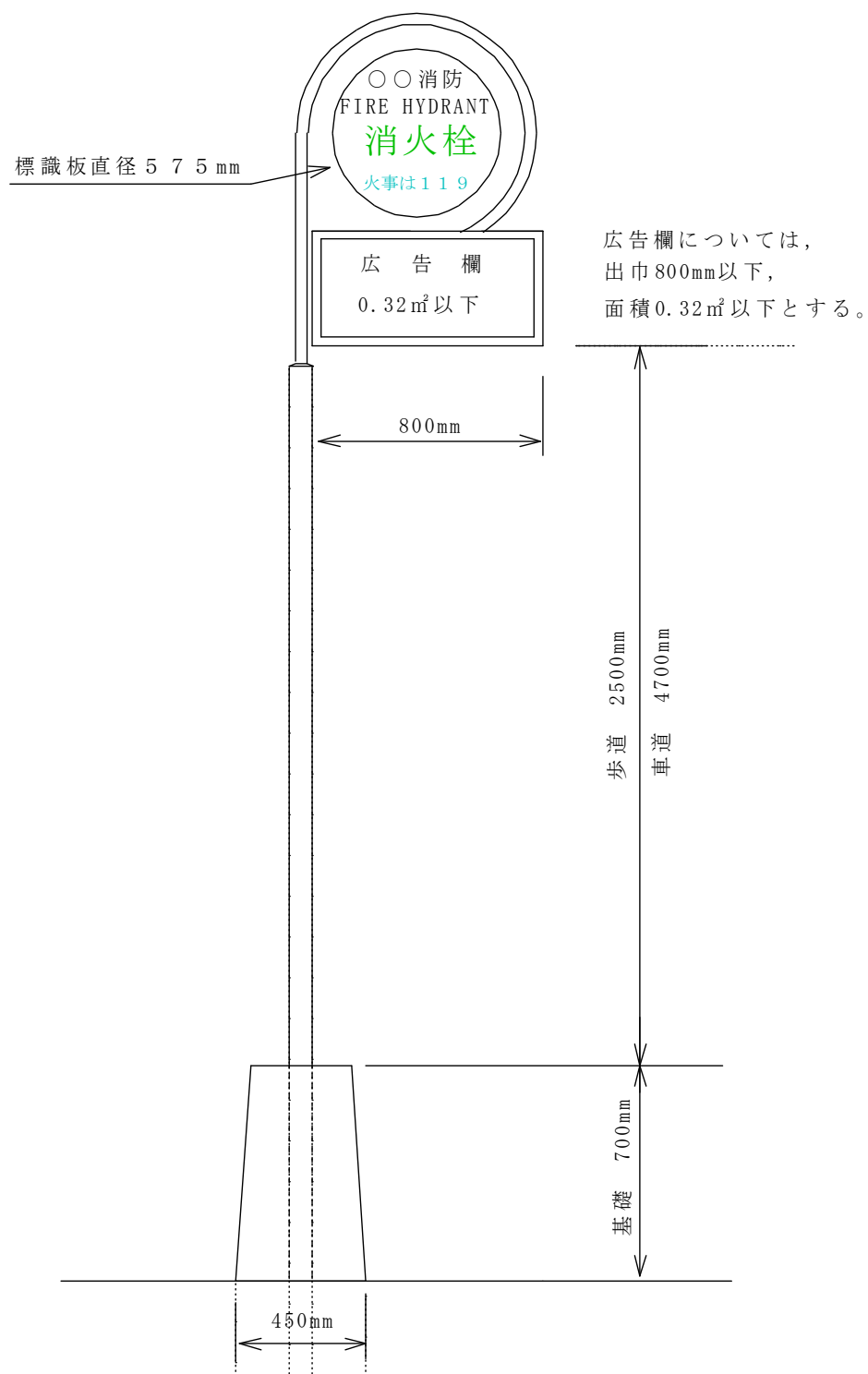
ア 法敷がある道路にあつては、法敷上とする。

イ 法敷がない道路にあつては、歩道上の車道よりとし、歩車道境界線から 0 . 2 5 m の間隔を保つものとする。

ウ 標識板は、道路と平行に取り付け、その最下部と路面との距離は、1 . 8 m 以上とする。

(図 1)

標 準 図



(図2)

消防法第20条第2項に規定する消防水利の標識



(数字は，ミリメートルを示す。)

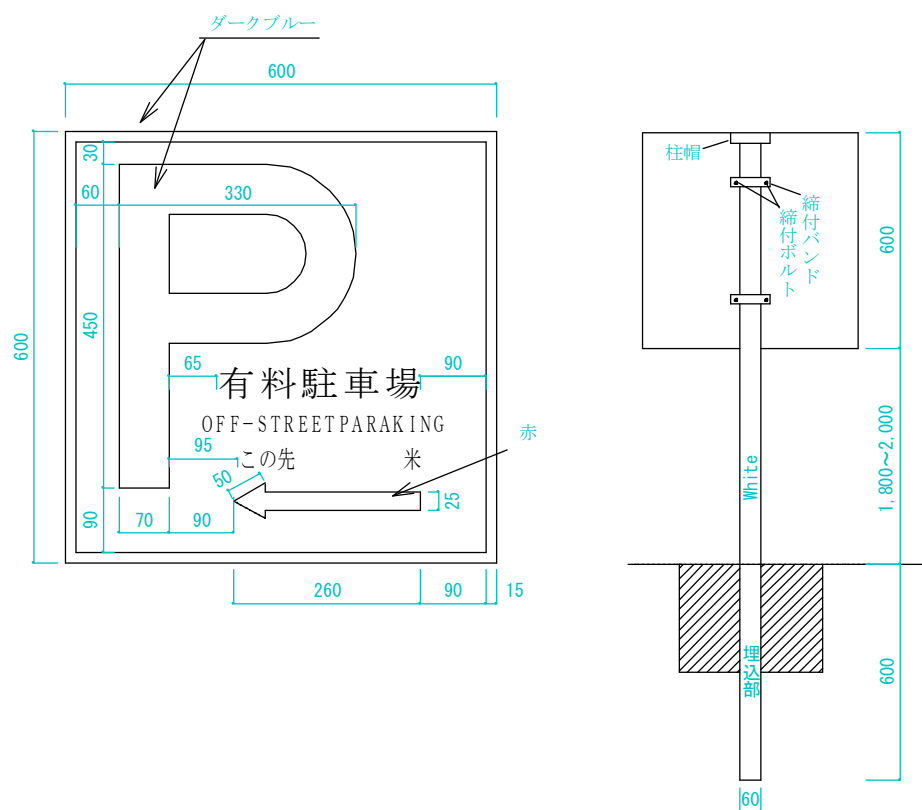
色彩：文字及び縁を白色，地を赤色とする。

(1 2) 駐車場案内標

許 可 の 方 針	駐車場法第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場の用に供する部分の面積が 500 m ² 以上のものに限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 駐車場案内標の規格は、(図 1) のとおりとする。 2 広告物の添加又は塗装は、認めないものとする。 3 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
占 用 の 場 所	1 法敷がある道路にあつては、法敷上とする。 2 法敷がない道路にあつては、歩道上の車道寄りとし、歩車道境界線から 0.25m の間隔を保つものとする。 3 標識板の最下部と路面との距離は、1.8m 以上とする。 4 案内標は、駐車場の出入口から 100m 程度の左側手前と出入口の至近距離の左側に各 1 個設けることができる。 5 道路が交差し、接続し又は屈曲する場所での設置は、認めないものとする。 6 地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。
そ の 他	「駐車場の案内標の道路占用について」(昭和 40 年 2 月 19 日付け建設省道発 64 号の 1 建設省道路局長通達) を参照すること。

(図1)

駐車場案内の様式・規格



- 備考
- 1 図示寸法の単位はミリメートル。
 - 2 方向を表示する記号は例示。
 - 3 P以外の文字の太さ有料以下7mm（文字縦横50mm角）
OFF以下5mm（文字縦33mm、横17mm）
この以下5mm（文字縦35mm、横25mm）
 - 4 有料、OFF、この先の間隔は各々15mm
 - 5 看板の地は白色・緑、文字はダークブルー
 - 6 矢印は赤

(13) 通学路標識

許可の方針	通学者の多い道路に限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 標識の大きさは、道路標識令に規定する規格と同一にするものとする。 2 標柱には、管理者名又は設置者名を黒色で表示できるものとし、その範囲は、路面から 0.5m の間隔をおき、0.5m 上方の区間内とする。 3 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
占用の場所	1 歩道を有する道路にあつては、歩道上の車道寄りとし、歩車道境界線から 0.25m の間隔を保つものとする。 2 歩道を有しない道路にあつては、路端寄りとする。 3 標識板の最下部と路面との距離は、1.8m 以上とする。 4 案内標は駐車場の出入口から 100m 程度の左側手前と出入口の至近距離の左側に各 1 個設けることができる。 5 道路が交差し、接続し又は屈曲する場所での設置は、認めないものとする。 6 地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。

(14) 旗ざお

許可の方針	1 道路交通上はもとより道路美観上からも支障があるので、占用を極力抑制するものとする。 2 公共団体、公共的団体その他これらに準ずるものが交通の事故防止及び火災予防のため一定期間区切って設けるものに限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 旗の大きさは、縦 1.5m以下、横 0.5m以下とする。 2 道路標識、信号機その他交通保安施設の効用を減殺するような意匠、色彩及び反射性の材料を避けるものとする。 3 埋込式の設置は、認めないものとする。 4 倒壊、はく離、汚損等により美観を損じ、又は公衆に危険を与えるおそれのない構造とする。
占用の場所	1 歩道を有する道路にあつては、歩道上の民地側に接した場所とする。ただし、歩道幅員が 2 m未満の場合には、認めないものとする。 2 歩道を有しない道路にあつては、法敷上で、かつ、路肩から 0.25m 以上離すものとする。 3 道路が交差し、接続し又は屈曲する場所での設置は、認めないものとする。 4 地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。
その他	1 「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」(昭和 44 年 8 月 20 日付け建設省道政発第 52 号建設省道路局長通達)を参照すること。 2 浜松市屋外広告物条例に抵触するので、占用の許可にあたっては、留意すること。

(15) パーキング・メーター

許可の方針	道路管理上及び道路交通上支障があるので、原則として占用を認めないものとする。ただし、公共団体又はこれに準ずる者が設置する場合で、かつ、駐車場法、道路交通法等の事務を所轄する機関が同意した場合には、この限りでない。
-------	---

(16) 幕

許可の方針	自動車運転者の視覚を害し、美観上好ましくないので原則として占用を認めないものとする。ただし、横断幕及び垂幕については、「道路占用と道路使用の取扱いに関する取決めについて（昭和52年2月15日付 道維第239号静岡県土木部長通達）」に基づいて道路占用許可を省き、道路使用許可のみとする。
-------	--

(17) アーチ

許可の方針	アーチの設置は、交通安全、消防活動及び美観上からも支障があるので原則として認めないものとする。ただし、地方公共団体、商工業団体等が、公益上の目的又は地域振興の目的で設置するものに限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 占用物件には広告の添加を認めないものとする。 2 商工業団体等が設けるものにあつては商店会名等の表示のみとする。 3 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない構造とする。 4 美観を害するものであつてはならず、構造物は不燃性のもので製作すること。
占用の場所	1 原則として幹線道路及び自動車の交通頻繁な道路には認めないものとする。 2 交通信号機、道路標識、乗合自動車停留所標識等の機能を阻害しない位置に設けること。 3 アーチの地面に接しない部分の最下部と路面との距離は5.0m以上とする。ただし、歩道上においては、3.5m以上（交通上支障がないと認められる場合は3.0m以上）とすることができる。 4 支柱を道路上に建てる場合にあつては、法敷があるときは法敷に、法敷がなく歩車道の区別のある道路にあつては歩道の車道寄りに、歩道がなく歩車道の区別のない道路にあつては路端より縁石に接着して設けること。
その他	「アーチ等の道路占用について」（静岡県土木部長通達）を参照すること。

(18) パーキング・チケット発給設備（PT発給機）

許可の方針	1 許可の方針、占用物件の構造及び占用の場所については、「道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う時間制限駐車区間規制の実施に際しての留意事項について」（昭和 62 年 1 月 29 日付け建設省都市計発第 9 号、建設省道交発第 5 号、建設省都市局長及び道路局長連名通達）、「時間制限駐車区間規制の実施に際しての留意事項の詳細について」（昭和 62 年 1 月 29 日付け建設省道交発第 6 号、建設省道路交通管理課長等通達）及び「パーキング・チケット発給設備の道路占用について」（昭和 62 年 3 月 20 日付け建設省道路局路政課課長補佐事務連絡）によること。 2 パーキング・チケット発給設備の占用については、事前に道路管理者と協議すること。
占用物件の構造	
占用の場所	

8 令第 7 条第 2 号に掲げる工作物

〔太陽光発電施設、風力発電施設〕

(1) 太陽光発電施設、風力発電施設

許可の方針	占用の場所によっては、道路利用者の安全で円滑な通行に支障を与えることがあることから、占用の許可に当たっては、道路法施行令で規定された基準及び道路法施行令の一部改正について（平成 25 年 3 月 1 日 国道利第 11 号）に従い、厳正に取扱うものとする。
-------	---

9 令第 7 条第 3 号に掲げる施設

〔津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設〕

(1) 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設

許可の方針	占用の場所によっては、道路利用者の安全で円滑な通行に支障を与えることがあることから、占用の許可に当たっては、道路法施行令で規定された基準及び道路法施行令の一部改正について（平成 25 年 3 月 1 日 国道利第 11 号）に従い、厳正に取扱うものとする。
-------	---

10 令第7条第~~2~~4号に掲げる施設

〔工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設〕

(1) 工事用板囲・足場

許可の方針	道路の敷地以外に余地がなく真にやむを得ないものに限り一時的な占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 板囲の材料は、木板、亜鉛板等強固な材質を使用するものとする。 2 足場の前面にシート又は金網を張りめぐらすものとする。 3 支柱は、鉄骨等強固な材質を使用するものとする。 4 高層建築物用の板囲又は足場を設ける場合には、上空に危険防止柵を設けるものとする。 5 道路の街角に板囲を設ける場合には、隅切りを設けるものとする。 6 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、汚損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
占用の場所	1 地面に接して設ける場合 (1) 歩道を有する道路にあっては、歩道上とし、路面上への出幅は、原則として歩道幅員の4分の1以下とするが、その最大幅を1m以下とする。 (2) 歩道を有しない道路にあっては、法敷上又は路端寄りとし、路面上への出幅は、原則として0.5m以下とする。 2 地面に接しないで設ける場合 (1) 歩道を有する道路にあっては、施設の最下部と路面との距離は、3m以上とし、歩道上への出幅は、1m以下とする。ただし、施設支持用の鉄骨等を建柱して施設を設ける場合には、その出幅は、歩道幅員から0.25m差し引いた値とすることができる。 (2) 支柱は、歩車道境界線から0.25mの間隔を保って設けるものとする。 (3) 歩道を有しない道路にあっては、施設の最下部と路面との距離は、5m以上とし、路面上への出幅は、0.5m以下とする。 3 危険防止柵の最下部と路面との距離は、5m以上とし、路面上への出幅は、必要最小限とする。

(2) 詰所

許可の方針	道路の敷地以外に余地がなく真にやむを得ないものに限り一時的な占用を認めるものとする。
占用物件の構造	- 詰所の大きさは、必要最小限度とする。 - 支柱は、鉄骨等強固な材質を使用するものとする。 - 床は、水もれを生じない構造とする。 - 屋根には、雨といを設けて雨水が直接路面に落下しないようにするものとする。 - 詰所の出入口は、民地に設けるものとする。 - 広告物の添加又は塗装は、認めないものとする。 - 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
占用の場所	- 歩道を有する道路にあつては、歩道上とし、施設の最下部と路面との距離は、3m以上とする。 - 施設及び支柱は、歩車道境界線から 0.25m の間隔を保って設けるものとする。 - 歩道を有しない道路にあつては、法敷上とする。

1 1 令第7条第5号に掲げる物件

〔土石、竹木、瓦その他の工事用材料〕

(1) 材料（土石、竹木、瓦その他の工事用材料）の置場

許可の方針	1 期間の長期化又は材料の乱雑化により道路管理上、衛生上及び美観上支障となる場合が多いので、占用を極力抑制するものとする。 2 一時的なもので必ず撤去される見込みがあり、道路管理上支障とならない場合に限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 材料置場の大きさは、必要最小限度とする。 2 材料の外周を板等で囲み倒壊、はく離、汚損、漏水等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。 3 路面の流水を妨げない構造とする。
占用の場所	1 法敷上で、かつ、路肩から 0.25m以上離すものとする。 2 道路が交差し、接続し又は屈曲する場所での設置は、認めないものとする。 3 地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。

1.2 令第7条第6号・第7号に掲げる施設

〔防火地域内又は市街地再開発事業施行区域内において、既存建築物を除去し耐火建築物を建築する際必要となる仮設店舗その他の仮設建築物〕

(1) 仮設店舗・仮設建築物

許可の方針	1 同一時期に、かつ、集団的に設ける場合に限り占用を認めるものとする。 2 道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限り占用を認めるものとする
占用物件の構造	1 建築物の大きさは、幅（奥行）4m以下、長さ（間口）既存建築物の間口以下とする。 2 建築物は、原則として連続建で、かつ、2階建以下とする。 3 出入口は、原則として歩道上とする。 4 路面及び側溝の流水を妨げない構造とする。 5 建築物の周囲に物件を放置し、又は道路上を汚損する等道路交通に支障を及ぼし、又は道路の美観を害することがないよう措置するものとする。 6 建築物には、店舗名以外の広告物の添加又は塗装を認めないものとする。 7 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
占用の場所	1 仮設店舗等を設けることができる道路の幅員は、道路の一側に設ける場合においては12m以上、道路の両側に設ける場合においては24m以上とする。 2 歩道上とし、歩道の一側が通行できるようにするものとする。ただし、道路の構造又は道路の周辺の状況上やむを得ないと認められる場合においては、道路の交通に著しい支障を及ぼさないときに限り、車道内の歩道寄りにわたることができる。
その他	占用が長期間にわたるもの、広域にわたるものその他占用の態様が相当規模にわたるものについては、事前に国土交通省に連絡することになっているので、留意すること。

1 3 令第7条第4-9号に掲げる施設

〔トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設〕

(1) トンネル上の施設（事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、広場、公園、運動場）

許可の方針	1 道路管理上好ましくないので、占用を極力抑制するものとする。 2 相当の必要性があつて、真にやむを得ないものに限り占用を認めるものとする。
占用物件の構造	1 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、荷重等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。 2 トンネルの強度に影響を与えない構造とする。
占用の場所	1 トンネルの構造の保全に支障のない場所とする。 2 トンネルの換気又は採光に支障のない場所とする。

(2) 高架下の施設（事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、広場、公園、運動場）

「高架の道路の路面下の占用許可について」（国土交通省道路局長通達）によるほか、次の基準によるものとする。

許可の方針	街づくりの観点等から当該高架下の積極的な利用が必要であると認められる場合には、道路管理上支障があると認められる場合を除き、当該高架下の占用を認めることができるものとする。
占用物件の構造	1 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、火災等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。 2 高架の道路の強度に影響を与えない構造とする。
占用の場所	高架道路の構造の保全に支障のない場所とする。

1 4 令第7条第12号に掲げる器具

〔自転車等二輪自動車駐輪器具〕

(1) 自転車等二輪自動車駐輪器具

許可の方針	占用の場所によっては、歩行者等の安全で円滑な通行に支障を与えることがあることから、占用の許可に当たっては、道路法施行令で規定された基準及び道路法施行令の一部改正について（平成18年11月15日国道利第31号）に従い、厳正に取扱うものとする。
-------	--